

# フランス第三共和制憲法の成立

畑 安次

はじめに

- 一 「七年法」(La loi sur le Septennat) の成立
- 二 憲法的法律採択への序曲
- 三 公権力の組織に関する法律の成立
- 四 上院の創設および権限に関する法律の成立
- 五 公権力の諸関係に関する法律の成立

はじめに

筆者は、前稿「フランス第三共和制憲法成立前史——『国防政府』の成立からティエール退陣まで——」<sup>(1)</sup>において、フランス憲法史上特異な位置を占めている第三共和制憲法理解のために、その成立過程を一八七〇年から一八七五年として捉え、そのうち一八七三年五月二四日のティエール (Louis Adolphe Thiers) 退陣までの国民議会(L'Assemblée nationale)における議論を中心に紹介した。ティエール退陣後の政治情勢は起伏に富んでいるが、注目すべき点のひとつは、後述するような「王制復古」(La Restauration)の試みの挫折である。君主主義者が国民議会の多数派を形成しているにもかかわらず、「王制復古」の試みが挫折した直接の原因は、シャン

ボール伯 (comte de Chambord) の頑迷々にあるが、その背景には、前稿でもふれたように、ナポレオン三世の帝制がすでに「独裁帝制」(l'Empire autoritaire) から「自由主義帝制」(l'Empire libéral)へと変質を余儀なくされていたこと、そして一八七〇年の「国防政府」(Gouvernement de la Défense nationale)が「共和制」を前提として発足した<sup>(2)</sup>ことを見ても明らかのように、一九世紀後半のフランス資本主義社会がもはや「王制復古」⇨君主制という君主主義者の夢をのどかに見つくしている<sup>(3)</sup>とまを与えないという情勢がある。すなわち、「一九世紀いらいの諸革命、パリ・コムンを経験したフランス支配層——とくに経済的支配力を決定的に確立したブルジョワジーは、大土地所有の利害を背景とする王党派基盤の王制復活は望まず(地代と利潤の対立)、しかも民衆の政治意識の前進に照応して、内乱を回避しつつ摩擦なく資本の支配を貫徹しうる政治形態として、共和制以外にありえないことを意識しつつあった<sup>(4)</sup>」といわれる情勢である。ティエールはこのような情勢を考慮しつつ行政権を行使するのであるが、重要なことは、彼が大統領在任中に、多数派君主主義者の「王制復古」への期待にもかかわらず、議会主義的共和制への橋頭堡を築いてしまったという点である。君主主義者

を多数派とする国民議会が、後述するような一八七五年の二つの憲法的法律を制定することによって共和制を確立しえたというパラドックスは、この橋頭堡に負うところが大きい。前編がティエールの退陣までを第三共和制憲法成立前史として捉えたのはこの意味においてである。

本稿の主要な目的は、ティエール退陣後の国民議会において展開される政治形態をめぐる多様な議論の紹介にある。前編冒頭でもふれたように、第三共和制憲法——公権力の組織に関する一八七五年二月二五日の憲法的法律、上院の組織に関する一八七五年七月一六日の憲法的法律——は「断片的憲法」(constitution fragmentale)といわれ、しかも近代憲法に不可欠な人権規定(人権宣言)を欠いているにもかかわらず、一九四〇年までの六五年間にわたるフランス憲法史上最長期の生命を保持しえたのであるが、その理由のひとつは、その成立過程において政治形態をめぐる議論がすべて出つくしていることにある。<sup>(1)</sup>「第三共和制はまぐれ当たりで生まれた」というには、その成立過程の議論はあまりにも多様であり深刻である。むしろ、トムソン(D. Thomson)とともに、「国民議会は、貴族も平民も、名士も急進派もそこに会し、そこで議論し、一般的には消耗なそして時には才気縦横な議論において、現代フランスの最も根本的な問題を徹底的に検討したという意味において、真に国民的団体であった<sup>(2)</sup>」<sup>(3)</sup>と云うべきであろう。

註

(1) 金沢大学教員部編『人文科学論』二〇(一九八二年)三二六頁以下。

(2) この憲法の基本的な性格については、G. Burdeau, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 18<sup>e</sup>ed., Paris, 1977, pp. 343-345. 杉原春雄「フランス第三共和国の諸憲法——解説と訳文——」比較法(東洋大学比較法研究所)第二号(一九六四年)一一〇頁以下、山本桂一編『フランス第三共和政の研究』(一九六六年)二五五頁以下参照。

(3) Cf. Jean-Pierre Azéma et Michel Winock, *La III<sup>e</sup> République*, Calmann-Lévy, 1976, p. 83.

(4) 中木康夫『フランス政治史』(上)(一九七五年)二二九頁。

(5) W. シャイラー・井上勇訳『フランス第三共和制の興亡』(上)(一九七一年)三二頁。

(6) David Thomson, *Democracy in France since 1870*, 2<sup>nd</sup>ed., Oxford Univ. Press, 1969, p. 91.

## 一 「七年法」(La loi sur le Septennat)の成立

ティエールの退陣、マクマオン元帥(Le maréchal de Mac-Mahon)の大統領就任は、共和制か君主制かという憲法問題を依然として未解決のまま伴っていた。マクマオンは中央右翼<sup>(1)</sup>オルレアニストのブローイ公(Albert, duc de Broglie)を起用し、諸右翼の連合から成る新内閣を組織させる。トムソンによれば、「ティエールの基盤が左翼と中央左翼にあったのに対して、ブローイはその権力を右翼と中央右翼に基礎づけることによって……第一に保守主義を、第二に君主制を優先的な目的とした<sup>(2)</sup>」。マクマオンは、一八七三年五月二六日に朗読された教書(message)において、憲法問題の入念な研究のすえ、適当と思われる時点で熟慮した見解を示すであ

ろうと述べているが、デュギー (Leon Duguit) によれば、「右翼の技術的連合から生まれた内閣は……その問題を無期延期したいと思っていた」<sup>(3)</sup>。七月二日、ティエールのもとで司法大臣であった中央左翼のデュフォーール (Armand Dufaure) は、すでに五月一九日および二〇日に政府によつて提案されていた公権力の組織に関する法律案、第二院 (上院) の創設に関する法律案および選挙法案検討のための委員会指名を求め<sup>(4)</sup>。しかし、政府と右翼は、組織法を議事日程にのぼらせることは五月二四日の調停すなわち国民議会は確定的政治形態をめぐる議論をさしひかえるという調停を侵すものであるとして、憲法委員会の指名延期という右翼のリュラン (Léon Lurien) 提案を支持し、結局議会は七月三一日休暇に入る<sup>(5)</sup>。

この休暇中、「王制復古」の試みがなされるが、それはシャンポール伯 (comte de Chambord) を戴く正統王朝派とパリ伯 (comte de Paris) を戴くオルレアニストの妥協によつて準備されたものである。シャルル一〇世の孫シャンポール伯とオルレアン家のルイ・フィリップの孫パリ伯が王位継承者と考えられていたが、五三歳で子供のない前者をまず王位につけ、その後継者として後者を位置づけるという妥協が成立する。一八七三年八月五日におけるパリ伯のシャンポール伯表敬訪問 (フロスドルフ Frohsdorf 表敬訪問) によつて、「王制復古」のための全ての準備が整えられたかに思われた。ところが、パリ伯のオルレアニストとシャンポール伯のレジティミストとの間には、前者が大土地所有資本もしくは金融資本を基礎とするのに対し、後者は伝統的な大土地貴族を基礎とするという相違がある。それは、さかのばれば、フランス大革命の評価とりわけ国民主

権原理の評価をめぐる決定的な相違でもある。オルレアニストと異なり、シャンポール伯は「君臨すれども統治せずの王」(un roi qui règne et ne gouverne pas) たることを拒否することによつて、「無条件的王制復古」に固執し、大革命のシンボルである三色旗 (le drapeau tricolore) を国旗として認めることを拒否する。彼はあくまでもアンリ四世の白旗 (le drapeau blanc) への忠誠を表明することによつて、君主主義者の妥協の上に試みられた「王制復古」を挫折させてしまふ<sup>(7)</sup>。

このような事態を踏まえて、マクマオン大統領は一月五日の教書において、次のように訴えるほかない。「事実と精神の現状にあっては、将来を無限に拘束するような政治形態の確立は、それがいかなる形態であれ、非常な困難を示している。……今日のように、党派の区別なく、権力の周りにすべての秩序の味方を結集できるような性格を諸君の諸制度に保持しておくことが一層賢明であることは、おそらく諸君もおわかりであろう<sup>(8)</sup>。」

「王制復古」の試みが挫折した以上、君主主義者は確定的共和制を阻止し、次の時節到来を待つほかない。そのためには何らかの策を講じなければならぬ。マクマオンの教書を考慮して、レジティミストのシャンガルニエ (Nicolas Chagnier) ——彼はシャンガルニエ・グループと呼ばれる王朝主義者の領袖であり、ティエールの退陣に一役買っている——をはじめとする右翼の多くのメンバーは、マクマオン大統領に一〇年間行政権を委ねるといふ次のような法案を提出する。

「行政権は、本法公布の日から一〇年間、マジヤンタ公マクマオン元帥に委ね

られる。

その権力は、憲法的法律によつてもたらされる修正に至るまで、現在の諸条件のもとで行使される。

三〇人委員会 (la commission de Trente) は、<sup>(9)</sup> 膠着なく、憲法的法律検討のために、国民議会において連記投票で指名される。」

その後、この提案をめぐつて妥協が成立し、国民議会の諸部局 (des bureaux) から抽選で選出されていた穏健左翼 (la gauche modérée) を多数派とする委員会のラブライエ (Eduard René Lefevre de Laboulaye) によつて次のような提案がなされる。

「第一条 共和国大統領マクマオン元帥の諸権限は、次の立法議会召集の日から五年間、ひきつづき彼に委ねられる。

第二条 その諸権限は、憲法的諸法律の採択まで、現在の諸条件のもとで行使される。

第三条 第一条の規定は、組織法 (lois organiques) の中におかれ、それらの法律の採択後においてしか憲法的性格を有しない。

第四条 三〇人委員会は、一八七三年五月一九日および二〇日に国民議会に提案された憲法的諸法律検討のため、本法公布後三日以内に、諸部局 (les bureaux) において指名される。」

討議は一月一七日にはじまる。プロローイ公の朗読による次のような大統領教書を通じて、政府はマクマオン大統領の権限存続期間を七年にするという提案を行い、その提案は委員会に送付される。

「……その願望が政府の安定性と強力を求めているフランスは、その存続期間と性格がそのはじめから留保され、停止的諸条件のもとに置かれている権力を共和国大統領に帰するような解決策を納得しない。……私は、重要な問題の飛躍的解決のために、一〇年の延長を定めることを提案された人々の考えを理解している。しかし、それについて省察した結果、私は七年の延長が一般の利益の求めるところに充分相応するものであり、私がお祖国に献じう

る力と一層調和するものであると確信するに至つた。もし国民議会が、私に地位を授けられた立場において、私がおいくばくかの奉仕をなすうと考えられるならば、私は、保守的思想防衛のために、私に委ねられた諸権限を行使するであらうと率直に宣言するものである。」

しかし、委員会においては、大統領権限が臨時なものである点については多数派と少数派との間に一致がみられるが、多数派はその権限存続期間を五年とするのに対し、少数派は七年とする点で相違がある。また、政府と委員会の間にも見解の相違がある。両者は見解の調整を行うが、一致点は見出されない。ラブライエの報告によれば、政府は行政権の延長を憲法的法律の採択に結びつけようとする右の委員会案第三条を認めないのに対し、委員会はその性格が明確でないような権力を樹立することはできないとし、第三条の維持を主張する。<sup>(13)</sup>

多くの議論が展開されるが、委員会少数派のドゥペイル (Duperré) は、右の委員会案に対する次のような内容の反対提案を行う。① 本法公布の日から、いかなる留保もなしに、マクマオンの権限を七年間延長するということ(第一条)。② 憲法的法律検討のために、国民議会において三日以内に、三〇人委員会を指名すること(第二条)。③ ①については政府のプロローイ公の支持、ラブライエおよびグレイ (J. Grey) の批判が表明されるが、最終的には、「行政権は、本法公布の日から七年間、マジヤンタ公マクマオン元帥に委ねられる。その権力は、共和国大統領の肩背でもって、憲法的法律によつてそれにもたらされるであらう修正の日まで、現在の諸条件のもとで行使される。」という形で票決に付され、三八三対三一七で採択さ

れる。<sup>(14)</sup> ②についてはボシェー(Bocher)の反対案として、「本法公布後三日以内に、三〇人委員会は憲法的諸法律検討のため、国民議会において、連記投票で指名される。」という形で票決に付き、三六九対三二四で採択される。<sup>(15)</sup> 右の二箇条から成る「マジヤンタ公マクマオン元帥に七年間行政権を委ねるための法律」すなわち「七年法」(La loi sur le Septennat)は、一月二〇日、三七八対三一〇で採択された。<sup>(16)</sup> このように、君主制を直ちに確立することができないがゆえに、君主主義者を多数派とする国民議会は、「君主制に最も近い体制」を創る努力をしたのである。<sup>(17)</sup>

しかし、この「七年法」といっても憲法問題の臨時的な解決でしかなかった。<sup>(18)</sup> というのも、国民議会はこの「七年法」に拘束されることによって、七年間は決定的な憲法を創ることはできないとも考えられるからである。しかも、国民議会における諸党派の分裂には根深いものがあり、中心的勢力である中央右翼の「オルレアニストの意図は、このように確立された体制に充分に君主制的な性格を与えることによって、時来たりなば元帥大統領(マクマオン)にパリ伯をとってかえるだけで王制復古がなされうることである」<sup>(19)</sup>。デュギーはこの分裂状況を次のように分析している。「極右(L'extrême droite)は、憲法的法律の中に、世襲の神聖な権利によって王権につくという国王の復州に至るまでのあくまでも臨時的な解決しか見出していなかった。右翼(La droite)は、個人的七年制(Le Septennat personnel)すなわちマクマオン元帥の諸権限を組織することを欲した。中央右翼(Le centre droit)は躊躇しており、そのメンバーのほとんどは非個人的七年制(Le Septennat impersonnel)

すなわち元帥個人にかかわりなく七年間持続すべき体制の確立を要求した。……左翼(La gauche)は確定的な共和制を欲し、その最も穩健なメンバーは中央右翼との妥協を受け容れるべく心の準備をしていた。ボナパルティスト(Les bonapartistes)は常に人民への訴えを呼びかけた。一八七五年二月の法律が出てくるのは中央右翼と中央左翼の間の妥協からである。右翼の軽率さによって、中央左翼は国民議会においてしだいに大きな位置を占め、進歩的な共和主義者たちを再生させ、穩健右翼(Les modérés de la droite)を自らの側にひき寄せた。……部分的な選挙のほとんどは共和主義者に勝利を与え、国民の大多数は共和制を欲しており、いかなる場合にも君主制を欲してはいないということを示しているように思われる。<sup>(20)</sup>」かくして、この「七年法」は、いわば「一種の摂政制」(une sorte de régence)<sup>(21)</sup>の組織化をめざしたものであり、これによって国民議会は、「王制復古」が一時的に不可能となったため、議会主義的君主制に変形可能な新たな共和主義的憲法を準備すべく枠付けられたのである。

## 註

(1) D. Thomson, *op. cit.*, p. 87. なお、トムソンはこのプロイ内閣を、「ラジティニスト、カンリックおよび中央右翼の政治家から成る寄せ集め (a medley)」内閣と呼んでいる。

(2) *Journal officiel de la République Française* (以下 J. O. と略す), 27 Mai 1873, p. 3359. なお、この教書に於いて、マクマオンは「道德的秩序の再建」(Le rétablissement de l'ordre moral)を訴えているが、これにむとくプロイ内閣の政策は、酒類販売の監督、非宗教的埋葬式の規

- 制、官吏に対する監督、教員の停職もしくは解職、共和制の守護である市役所に於けるマリヤンヌ胸像 (bustes de Marianne) の撤去、新聞の諷刺 (poursuites contre les journaux) 禁止等<sup>18)</sup>。Jean-Pierre Azéma et Michel Winock, *op. cit.*, pp. 80-81.
- (19) L. Duguit et H. Monnier, *Les constitutions et les principales lois politiques de la France*, 4<sup>e</sup> éd., 1925, Paris, p. cxxx.
- (4) J. O., 3 Juillet 1873, p. 4384. なお、これらの法案は「公権力の配分と大臣職員の職務性を規律する一八七三年二月十三日法律」(三〇入法) 亦、*同案*より使用されていることである<sup>19)</sup>。
- (5) J. O., 3 Juillet 1873, p. 4385.
- (6) Jacques Chastenet, *Naissance et jeunesse*, 1952, Librairie Hachette, p. 174.
- (7) Cf. D. Thomson, *op. cit.*, p. 80 et s. J. J. Chevallier, *Histoire des institutions politiques de la France de 1789 à nos jours*, 1952, Paris, p. 310.
- (8) (9) J. O., 6 Novembre 1873, p. 6718.
- (10) この委員会は、*同案*より構成された。そのメンバーは、De Rémusat (委員長)、Beilmont (委員)、Léon Say, Casimir-Périer, Laboulaye, de Jouvenel, Delsol, Lefèvre-Pontalis, Cherpin, Wolowski, Savary, Bocher, Depeyre, Le Royer Lambert-Sainte-Croix であり、この委員会は、*同案*より「多党派を形成した」。L. Duguit et H. Monnier, *op. cit.*, p. cxxxiii.
- (11) J. O., 16 Novembre 1873, p. 6981.
- (12) J. O., 18 Novembre 1873, p. 7020.
- (13) J. O., 19 Novembre 1873, p. 7035.
- (14) J. O., 20 Novembre 1873, p. 7085.
- (15) (16) J. O., 20 Novembre 1873, p. 7088.
- (17) J. J. Chevallier, *op. cit.*, p. 310.
- (18) 「七年法」が憲法問題の臨時的な解決でしかないことについては、委員に少数党派のドゥーヌイールの語にも明らかである。彼は、委員会多数派と少数派との間に延長期間を五年とするか七年とするかの違いがあることを指摘したあと、次のように述べている。「臨時的な地位に関しては、完全な一致がある。この場合、共和国大統領の権力が憲法的法律の採択されるであろう時点まで、同一の条件で、すなわち現在の諸条件のもとで行われ続けるであろうという」ことは、多数派においても少数派においても宣言されているからである<sup>20)</sup>。J. O., 20 Novembre 1873, p. 7076.
- (19) François Goguel, *La politique des partis sous la III<sup>e</sup> République*, 4<sup>e</sup> éd., 1958, Editions du Seuil, p. 45.
- (20) L. Duguit et H. Monnier, *op. cit.*, p. cxxxiv.
- (21) André Hauriou et Jean Gicquel, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 7<sup>e</sup> éd., 1980, Editions Manchestrein, p. 820.

## 二 憲法的法律採択への序曲

「七年法」第二条にもとづき、憲法的法律検討のための三〇人委員会は、一八七三年一月二十六日から二月四日までの幾度もの投票という難産のすえ、バトビ (Barbie) を委員長として構成されるが、そのメンバーのうち左翼に属しているのはわずか五人にすぎなかった。この三〇人委員会＝憲法委員会は、一五ヶ月の長期間にわたる研究を通じて、バーク (E. Burke)、『ドゥ・メーストル (Joseph de Maistre)』、ボナルド (de Bonald) 等の伝統的理論および特にイギリスやアメリカの憲法を入念に検討しつつ、公権力に関する法律案および選挙法案の作成にかかり、一八七四年三月には普通選挙の制限を目的とした選挙法案を仕上げている。また、同委員会のメン

バーであるルフェーヴル・ポントリ (Lefèvre-Pontalis) は、上院の組織と権限に関する研究を提出し、委員会はこれを政府に送付している。このような委員会活動に対し、プロイ公は一八七四年二月二八日、憲法問題に関する政府見解を同委員会に表明しているが、それは決定的な政治形態を確立する必要はなく、七年制を組織するだけで充分であるということであった。<sup>(3)</sup>

一八七四年五月一日、プロイ公は上院に関する法案を提出するが、選挙法問題をめぐる諸左翼 (共和主義者) と右翼 (レジティミスト) の連合によって内閣は翌日辞職に追い込まれる。すなわち、「七三年五月にティエールを失脚せしめ、マクマオンとプロイを就任せしめた王党諸派の同盟は七四年に解体し、正統王朝派は共和派と提携して反対派に回り、七四年五月一六日にはプロイ内閣を崩壊せしめる」。<sup>(4)</sup> シッセイ (Ernest Courtot de Cissey) 内閣の組閣 (五月二二日) 後、中央諸派連合 (fusion des centres) めざして活発な交渉がなされるが、対立点の解消は容易ではない。中央右翼は六五名の議員署名をもって共和制承認の方向を示すが、その共和制はあくまでも臨時的なものであり、マクマオン大統領の「七年制」の枠を越えるものではない。但し、君主主義者の多数派の内には、「しだいに中央左翼に接近し、接近すべきであるとの確信において、多数派から離れようとする中央右翼 (タルジエ・グループ)<sup>(5)</sup>」が存在していることに注意を要する。これに対して、中央左翼は一一六名の議員署名をもって確定的共和制を宣<sup>(6)</sup>する。但し、中央左翼は調停によって軌道修正が常に可能であるという柔軟性を示している<sup>(6)</sup>点に注意を要する。

このような状況下で、中央左翼の指導者の一人であるカジミール・ペリエ (Auguste Casimir-Perier) は、六月一日、次のような提案を行う。

「国民議会は、国家の不安を終息させるべく次のような解決策をとる。憲法的法律に関する委員会は、公権力の組織化とその移譲 (transmission) をその根本的任務とする。

1. 一八七三年五月一九日に提案された法律案第一条は、次のように理解される。「フランス共和制 (Le Gouvernement de la République française) は、両議院と行政権の首長としての大統領によって構成される」。
2. 一八七三年一月二〇日の法律によって、共和国大統領の地位は、一八八〇年一月二〇日までマクマオン元帥に委ねられる。
3. 憲法的法律の定める形式と時期における憲法の部分的もしくは全体的修正の確立。

これに対し、右翼はランベール・ドゥ・サント・クロワ (Lambert de Sainte-Croix) の次のような反対案を提出する。

「国民議会は、次の諸規定をその基本的任務とする憲法的法律に関する委員会を召集する。

1. マクマオン元帥は行政権を行使し、その行政権は、彼がフランス共和国大統領という肩書のもとに一八七三年一月二〇日の法律によって授けられたものである。
2. 立法権は、両議院に分有される。
3. 共和国大統領は、上院の協賛をえて、下院を解散する権限を有する。
4. 共和国大統領の諸権限満了時に、両議院は国民議会として統合され、マクマオン元帥の後継者を指名し、もしくは定められた法律によって確定されている形式のもとで憲法的法律の全体的もしくは部分的修正について規定する。」

右翼のシャンガルニエはサント・クロワ提案の支持演説を行い、法律に対して良心的で不屈の軍人マクマオンの権力を強化すべきことを説くと同時に、カジミル・ペリエ提案は破局的な革命をもたらそうとするものであると非難する。<sup>(9)</sup>これに対し、左翼のラブライエは、フランスを破局に導きたくなければ共和制をとるほかないとして、カジミル・ペリエ案の採択を促す。<sup>(10)</sup>議論のすえ、カジミル・ペリエ案は三四五対三四一で採択され、委員会に送付される。

カジミル・ペリエ案の中に「共和制の準備」(une présentation de la République)を見てとった極右レジティミストは「王制復古」に「一か八かをかけ」<sup>(12)</sup>、ラ・ロシュフコー(La Rochefoucauld)を通じて、「フランスの政治形態は君主制である。王権はフランス王家(Maison de France)の首長に属する」<sup>(13)</sup>との動議を提出するが、この案の憲法委員会への送付は認められない。「王制復古」の試みはここでも失敗する。

デュギーは、カジミル・ペリエ案の採択は三つの左翼と中央右翼の若十名の議員(Target Group)から成る多数派によってなされた「共和制のための前判断」(un préjugé en faveur de la république)であり、「それは、憲法問題について、国民議会が臨時的もしくは否定的な解決以外のものを採択した最初のものではなかった」<sup>(14)</sup>と述べている。

ところが、六月二八日、君主主義者を多数派とする三〇人委員会において、カジミル・ペリエ案は否決されてしまう。その後、右翼レジティミストの指導者の一人ルシアン・ブラン(Lucien Brun)の質問によってシツセイ内閣は辞任に追い込まれるが、マクマオン大

統領は辞表を受理せず、七月九日、次のような教書<sup>(15)</sup>を議会に送る。

「諸君。一月二〇日の法律によって諸君が七年間の行政権を私の掌中に委ねた時……国民議会の議決は私に重大な義務を課したのであり、それについて私はフランスに対し責任を有し、いかなる場合にも、私はその議決から免れることはできないのである。その議決は私に諸権限を授けたが、私はそれらを祖国の安寧のためにしか役立てないであろう。……国民議会は私をフランス政府の首長に七年間位置づけた時に、安定的で強力で尊敬されるべき権力を創立しようと考えたのである。しかし、一月二〇日の法律は完全なものにされねばならない。国民議会によって基礎づけられた権力に、それなしでは有効に機能しない諸機関を付与することを約束した国民議会は、あえてその約束を拒否することはできないのである。……祖国はその願望として公権力の組織化を促しており、それは祖国にとつての安定性の担保となるであろう。残されている問題を解決しなければならぬ。不確実性を長びかせるといふ新たな停滞は国事を圧迫し、その発展とその繁栄を害するものである。……より大きな利益の名において、私は、国民議会に対し、その任務を遂行すること、これ以上長く懸案としておくべきでない諸問題を迅速なく審議することを願う。……祖国が必要としている平安と安全と静謐を、正規の制度によって祖国に保障すること以上に絶対的なものは何もない。」<sup>(16)</sup>

七月一五日、ドゥ・ヴェンタヴォン(de Ventavon)はカジミル・ペリエ案に関する三〇人委員会の審議報告をしているが、その内容は同案の否決と「個人的であると同時に非個人的である七年制」(septennat à la fois personnel et impersonnel)を組織化しようとする次のような五箇条の法案採択要求である。

「第一条 共和国大統領マクマオン元帥は、その引退をもって、一八七三年一月二〇日の法律によって委ねられた行政権を行使する。

第二条 共和国大統領マクマオン元帥は、反逆罪の場合にしか責任を負わない。



大臣は、政府の全般的政策については連帯して、個人的行為については個人的に、議会に対して責任を負う。

第三条 立法権は、両議院すなわち下院および上院によって行使される。

下院は、選挙法に定められた諸条件のもと、普通選挙によって選出される。

上院は、特別法に定められた割合と条件のもとで選出もしくは指名された議員によって構成される。

第四条 共和国大統領元帥は、下院を解散する権限を有する。共和国大統領

元帥は、その場合、六ヶ月以内に新たな下院の選挙手続をとる。

第五条 一八七三年一月二〇日の法律によって定められた任期満了時には、大統領が欠けた場合と同様、内閣は直ち両議院を召集し、両議院は合同して採るべき解決策について定める。

マクマオン元帥に委ねられた諸権限の存期間中は、憲法的法律の改正は、彼の発議にもとづいてしかなされない。」

当然のことながら、この法案は議会の満足を得られるものではなかった。七月二四日、右法案の討議がはじまるが、議会は混乱した議論のあと、同案の討議を議会再開第一週にのばすことを決議して八月五日休暇に入る。デュギーは、この事態を捉えて次のように述べている。「議会は作ることでできない王制を欲し、作ることでできる共和制を欲しなかつたのである。すなわち、議会は個人的もしくは非個人的七年制の微妙なニュアンスを時宜にかなつたものと考えたのである。議会は自らの無能さを感じている。解散することを欲しなかつたがゆえに、議会は休会延期されるのである。」

一月三〇日、国民議会は任務を再開するが、事態は何も変わっていない。結局、憲法論議は新年にもちこまれる。新年休暇中、マクマオンは穩健右翼、中央左翼の指導的メンバーすなわちドウ・

ケルドレル (Audren de Kerdel) 、シュネロン (Pierre Chesnelong)

——レジティミストとオルレアニストの連合に最も活動的であった人物の一人

——ボシエ (Bocher) 、ドーディフレ・パスキエ (duc d'Audiffret-Pasquier) ——オルレアニストで、ティエール退陣に一役買い、レジティミ

ストとの連合による「王制復古」を試みるが失敗。七年制の確立に貢献し、しだいに中央左翼に接近し、一八七五年憲法の採択を促す——、デュフォール、

カジミール・ペリエを二度にわたってエリゼ宮に召集した。ここにおいて七年制をめぐる諸党派の見解の相違が明らかとなる。右翼は個人的七年制の立場すなわちマクマオン大統領の死亡もしくは辞任

の場合「王制復古」の門戸が開かれるという立場である。中央右翼は「非個人的七年制」の立場すなわち実行的には「六年間の共和制」

(une République de six ans) の立場である。これによれば、マクマオン大統領が任期満了前に死亡もしくは辞任する場合には、一八

八〇年まで別の大統領が指名されることになる。これに対し、中央左翼は「確定的な共和制」(une République définitive) の立場であ

る。これによれば、七年制は最初の確定的な大統領制——共和制とい

うことになる。

一八七五年一月六日、議会で朗読された次のような教書において、マクマオン大統領は「非個人的七年制」の立場を示す。

「諸君、諸君が憲法的法律に関する重大な議論にとりかかるべき時がきた。諸君の委員会の審議は準備されており、しかも世論はこれ以上の遅滞をもち

や認めはしない。私は……一月二〇日の法律によって私が行使している権力に、その必要な補充を迅速に与えられることを欲し、第二院を設立する法律

についての議事日程を近日中の議会の一つに設定するよう諸君に要求することをわが政府に課す。事実、それこそ、諸君が私に委ね、かつ私がその防衛を

決して放棄しないであろう保守的利益が最も絶対的なものとして求めていると思われる制度である。……これまで議論されてきたもう一つの問題もすみやかに決定されねばならない。それは、私が権力を行使するのをやめる場合の権力の移譲に関する問題である。……私は躊躇することなく次のように言う。すなわち、私の考えでは、一八八〇年一月二〇日の任期満了時におけるこの移譲は、国民議会に委ねる方法でもって規律されねばならず、その時には、国民議会はフランスの政治形態を決定する完全な自由を行使するのである。と。そのことは、私が追求することを託されている国家再生の事業に対して、全ての穩健な諸党派の協賛が今からその時まで保障されるという条件においてである。私は、国民が私と同じように考えていると信じているのだが、全ての人が予想しなければならぬ神の意思によって私が私の任期満了前に死亡した場合、いかにすべきかという問題を私はきほど重大視しない。国民主権は不滅であり、国民の代表者たちは常にその意思を知らしめることができるであろう。しかし、この不測の事態においても、一八八〇年までは、事態の現実の推移は何ら変化しないであろうという願望を人々は表明してきたのである。諸君はそのことを考慮することによって、一月二〇日の法律で約束された安定性の保障を完全なものとする必要がないかどうかを判断するのであろう。……私は確信しているのだが、……フランスは、その安寧について諸君が一致点を見出すことを期待しているのである。これらのことは、過去一年間、国民の真の要求について私の行ってきた研究が私に示唆している見解である。私がこの国民議会の多数のメンバーと行いえた会談は、多数派がその賛成票によってその会談(内容)を有効なものにしうるであろうということを私に期待せしめる。」

情勢は中央右翼オルレアニストの「非個人的七年制」を前提として推移しているとみてよいであろう。このような情勢を考えた場合、国民議会におけるカジミル・ペリエの「共和制」法案の採択、ラ・ロシュフコーの「王制復古」法案の否決、三〇人委員会における右

カジミル・ペリエ室の否決、マクマオン大統領による中央諸派の領袖の召集、中央両派連合への試み等は、多くの曲折を含んでいるとはいえ、第三共和制憲法採択への序曲と捉えることができる。

## 註

- (1) 三〇人委員会のメンバーは次のとおりである。Batbie (委員長)、de Talhouet, Audren de Kerdel (副委員長)、Cézanne, Tallon, de Tarteron (幹事)、Dufaure, Laboulaye, Waddington, de Lacombe, Lambert de Sainte-Croix, Pradié, de Meaux, de Resseguiet, de Ventavon, Daru, Paris, Chesnelong, de Susigny, d'Andelarre, Lefèvre-Pontalis, Keller, Vingtain, Merveilleux de Vignaux, de la Rochefoucauld, Combiere, Lucien Brun, Delsol, Vachetot.—L. Duguit et H. Monnier, *op. cit.*, p. cxxxiv.
- (2) A. Hauriou et J. Gicquel, *op. cit.*, p. 821.
- (3) Cf. L. Duguit et H. Monnier, *op. cit.*, p. cxxxvi.
- (4) 中木尚夫・前掲(上) 二二八頁
- (5) Maurice Hauriou, *Précis de droit constitutionnel*, 2<sup>e</sup> éd., 1929, Paris, p. 330.
- (6) L. Duguit et H. Monnier, *op. cit.*, p. cxxxviii.
- (7) *J. O.*, 16 Juin 1874, p. 4050.
- (8) *J. O.*, 16 Juin 1874, p. 4051.
- (9) *J. O.*, 16 Juin 1874, pp. 4051-4052.
- (10) *J. O.*, 16 Juin 1874, p. 4052.
- (11) *J. O.*, 16 Juin 1874, p. 4057.
- (12) François Goguel, *op. cit.*, p. 45.
- (13) *J. O.*, 16 Juin 1874, p. 4056.
- (14) L. Duguit et H. Monnier, *op. cit.*, p. cxxxix.
- (15) *J. O.*, 10 Juillet 1874, p. 4789.

- (16) *J. O.*, 16 Juillet 1874, p. 4953 et s.  
 (17) *J. O.*, 16 Juillet 1874, p. 4955.  
 (18) L. Duguit et H. Momier, *op. cit.*, p. cxLII.  
 (19) *ibid.*, p. cxLIII.  
 (20) *J. O.*, 7 Janvier 1875, p. 112.

### 三 公権力の組織に関する法律の成立

第三共和制憲法を導くに至る作業は、公権力の組織に関する法律案をめぐり一八七五年一月二日の審議からはじまる。すでにみてきたような五箇条から成る三〇人委員会案をあらためて報告したドウ・ヴェンタヴォンは、一八七三年一月二〇日の法律すなわち「七年法」は名實ある憲法とはいえないが、憲法的性格を有した法律であり、したがって、三〇人委員会と国民議会の任務は七年制を組織化すること、すなわち「単に一時的な諸権限を組織すること」にあると主張する。

同法案をめぐり第一読会 (*première délibération*) は一月二二日、二三日の両日を要するが、種々の議論——たとえば、同法案は「七年法」と両立しうる唯一の政治形態を無視するものだとして抗議するルノエル (*E. Lenoël*)、決定的な共和制も臨時的な共和制も認めず、君主制のみが祖國を救う道だと主張することによって第二読会に移ることを拒否する極右のドウ・カライヨン (*de Carayon*) およびルシアン・ブラン (*Lucien Brun*)、委員会案を弁護するドウ・モー (*de Meaux*) およびブローイ (*Albert, duc de Broglie*)、同法案は確定的憲法を延期するものだとしてこれを認めようとしないうべら

ンジュ (*Berenger*)、第二読会への移行を政府の名において求める國務大臣ドウ・シャポー・ラトゥール (*de Chabaud-Latour*)、共和制の弁護演説を行うジュール・ファール (*J. Favre*)、それに抗議する右翼君主主義者のバラニヨン (*Baragnon*) 等——のすえ、第二読会に移ることが五三八対一四五で採択された。

第二読会 (*deuxième délibération*) において、三〇人委員会は原案の構成を変えて、次のような第一条を提案する。

「第一条 立法権は、両議院すなわち下院と上院によって行使される。下院は、選挙法に定められた諸条件のもと、普通選挙によって選出される。

上院は、特別法に定められた割合と条件のもとで選出もしくは指名された議員によって構成される。」

これをめぐって議論が百出する。ナクエ (*Alfred Naquet*) が反対案を出す否決され、マルセル・バルト (*Marcel Barthe*) の修正案はとりきげられる。次に、バルドウ (*Bardoux*)、ラブライエ、コルヌ (*Corné*)、ドウ・シャドフ (*de Chadois*)、シリ (*Chiris*) の修正案が出されるが、それは委員会案の第一条第一項を、「共和制 (*Le gouvernement de la République*) は、両議院と大統領で構成される」というように修正しようとするものである (ラブライエの「共和制」法案ともいわれる)。それは、言うまでもなく、前年六月に提案された「カジミル・ペリエの公式」であり、「確定的政治形態としての共和制の非常に明白な肯定」にはかならない。ラブライエは、共和制は事実上存在しており、しかも祖國に確定的な政治形態を与えることは必要であり、唯一可能な形態は共和制であると主張する

が、この修正案は三五九対三三六で否決される。<sup>(19)</sup>ところが、中央右翼のヴァロン (Henri Wallon) は、一八七四年六月一六日に「共和国大統領の諸権限の組織化と憲法的諸法律の改正方法に関する法律」案を提出しており、それは三〇人委員会に送付されていた。その内容は次のとおりである。

第一条 共和国大統領は、国民議会に合同した上院と下院による投票多数 (la pluralité des suffrages) によって選出される。

共和国大統領は、七年の任期で選任され、再選されることができない。

第二条 一八七三年一月二〇日の法律によってマクマオン元帥に委ねられた共和国大統領の肩書と権限は、本法公布の日から七年の任期満了時まで、他の選出方法によることなく、以下に規定された諸条件にしたがって存続する。

第三条 共和国大統領の権限と義務は、一八四八年憲法の四四條、四九條乃至五七條、六〇條乃至六四條によって規律される。

共和国大統領は、上院の同意をえて、下院をその任期満了前に解散することができる。

その場合、選挙人団は、新たな選挙のために三ヶ月以内に召出される。

第四条 死亡その他のあらゆる理由によって大統領が欠けた場合は、合同した両議院は、一ヶ月以内に新大統領選出の手續をとる。

その間においては、首相が行政権を委ねられる。

第五條 憲法的諸法律は、共和国大統領もしくは両議院の一方の要求にもとづいて改正される。

但し、一八七三年一月二〇日の法律によってマクマオン元帥に委ねられた権限の存続期間中は、その改正は、共和国大統領の提案によつてしか行われない。

第六條 共和国大統領が憲法の改正を提案した時もしくは両議院の一方が改正を提案した時には、両議院は、一週間後に、上院議長の指揮のもとで同一議院に合同し、その改正について審議する。

その修正案が否決された場合には、その修正案は、一年間は再提案されない。

その期間満了後、その修正案が再提案され、再び否決された場合には、その修正案は、下院の選挙以前にはもはや提案されない。

第七條 その改正の発議が合同した両議院によって採択された場合には、両議院は国民議会を構成し、憲法改正の手續をとる。

第八條 共和国大統領は、国民議会によって定められた期間内に新憲法を公布し、執行しなければならぬ。

この法案は共和制を明確に肯定するものではないが、大統領の存在を永続的なものとして組織化することによって、共和制を暗黙のうちで肯定しようとするものである。そこで、ヴァロンはこの観点から、三〇人委員会案の第一条に対する次のような追加条項を提案した。

「共和国大統領は、国民議会に合同した上院と下院による投票多数によって選出される。

共和国大統領は、七年の任期で選任される。共和国大統領は、再選されることができない。」

この修正案は一月二九日に三〇人委員会に送付されるが、同委員会は翌日これを否決する。しかし、ヴァロンは共和制を具体化することの必要性を力説する。<sup>(23)</sup>また、デジャルダン (A. Desjardins) はヴァロン修正案を認めた上で、その修正案の前に、「一八七三年一月二〇日の法律によってマクマオン元帥に委ねられた諸権限の期間満了時において、憲法的法律の修正がなされなかった場合には、以

下の諸条文にしたがつて」という制限規定を置こうとする。<sup>(24)</sup> ヲヴァール(Raoul Davaul)は、ヴァロン修正案がすでにみたラブライエ等の修正案と同じであり、デジャルダン修正案は臨時的政治形態を無限にひきのばすものであると指摘する。<sup>(25)</sup> クラピエ(Chapier)はヴァロン修正案の支持演説を行う。<sup>(26)</sup> 委員会議案の報告者ドウ・ヴェンタヴォンはこれを詳細に批判する。彼は特に、ヴァロン修正案中の「投票多数」(la pluralité des suffrages)という文、「<sup>(27)</sup>が「投票過半数」(la majorité des suffrages)という慣行に反すると批判し、さらに、同修正案はラブライエ等の修正案と同じであり、デジャルダン修正案は委員会議案と同じであると説く。また、ヴァロン修正案とデジャルダン修正案は、委員会議案第四条のあとでしか議論されないと主張する。<sup>(28)</sup> ヲヴァロンは「多数」(la pluralité)という文を「絶対多数」(la majorité absolue)という文言におきかえることに同意する。<sup>(29)</sup> かくして、一月三〇日、議決に付され、デジャルダン修正案は五二二対一二九で否決され、<sup>(30)</sup> ヲヴァロン修正案は三五三対三五二という一票差で採択された。

フランス第三共和制憲法は一票差で生まれたといわれるのはこのことであり、これによってヴァロンは「共和制の父」(père de la République)もしくは「泥沼におちこんだ共和制の時の氏神」(deus ex machina à la République enlisée)と呼ばれるのである。<sup>(31)</sup> すでにみてきた中央両派の連合への試みは、中央右翼のタルジュ・グループを動かす、いわば一票差の共和制をもたらすが、その一票差はそれ以降なだれ現象を生み出すのである。デュギーはこの一票差の採択について次のように述べている。「この採択は有名なものと

なっている。すなわち、この採択は確定的な政治形態として共和制を具体化したのである。それはタルジュ・グループに負うものである。このグループは左翼とともに票を投じたのである。一八七五年の共和制は一票差で創られたとしばしば言われてきた。その多数がいかにか弱なものであろうとも、一月三〇日の決議は重要な事実であった。すなわち、国民議会は七年制を否定したのであり、三〇人委員会のいかなる案件も崩壊したのである。三〇人委員会の提案した諸条文は、ただマクマオン元帥のみに照準をあわせていたのであり、そのいかなるものも第一条の条文とさしあたり一致しなかった。しかし、一月三〇日の多数決は、その賛同者を増やしてゆき、ついには三〇人委員会および議会も、ヴァロン反対案の全条文に同意するであろう。」<sup>(32)</sup> また、シャストネ(Jacques Chastenet)は、このヴァロン修正案は国家首席の共和主義的称号、二院制、大統領がその代理人でしかない議会主権の肯定、その制度の永続性等すべてのものを含む「穏健ではあるが分泌物の多い路線」であり、共和制を意味すると述べている。<sup>(33)</sup> このように、ヴァロン修正案が中央左翼と中央右翼によって採択されたのは、両者のあいだに政治形態についてというよりも制度の自由主義的かつ議会主義的性格について一致点が見出されたからである。<sup>(34)</sup> 採択された条文は、一八七五年二月二五日の法律第二条となる。

次に議論を呼ぶのは、委員会議案の第二条(「共和国大統領元帥は、下院を解散する権限を有する。その場合、六ヶ月以内に新たな下院の選挙手続がとられる。」)<sup>(35)</sup> である。これに対して、ヴァロンは、「共和国大統領は、上院の同意をえて、下院をその任期満了前に解散す

ることができる。その場合、選挙人団は、新たな選挙のために三ヶ月以内に召集される。」という修正案を提出する。<sup>(37)</sup>言うまでもなく、委員会案とヴァロン修正案のちがいは、マクマオン大統領のみに解散権を認めるのか(委員会案では、「共和国大統領元帥」というように限定されている)、それともマクマオンの後継大統領にも解散権を認めるのかという点がある。前者であれば、共和制は臨時的なものとして位置づけられるが、後者であれば、共和制は確定的なものとして位置づけられることになる。ヴァロン修正案は二月一日に三〇人委員会に送付されるが、君主主義者を多数派とする委員会は解散権をマクマオン大統領にしか認めるべきでないとして、同修正案は否決する。委員会での審議に関するドウ・ヴェンタヴォンの報告はほぼ次のとおりである。ヴァロン修正案は次の三点で委員会案と異なる。①ヴァロン修正案はマクマオン大統領だけでなく、将来の大統領にも解散権を認めようとするものであるが、委員会案はマクマオン大統領のみにこの権限を限定するものである。②ヴァロン修正案は解散権の行使について上院の関与を認めているが、委員会はそれを危険なものと考える。③ヴァロン修正案では解散後の選挙まで三ヶ月の期間が考えられているが、委員会は六ヶ月を適当と考える。<sup>(38)</sup>

国民議会における議論は多様である。マクマオン大統領に一度だけ解散権を認め、後継大統領にはそれを認めないとするベルトル(Bertaud)の修正案<sup>(39)</sup>、ヴァロン修正案を支持するルロ(Luro)、それを否認するドウ・モー(de Meaux)、ヴァロン修正案は先の議決に必然的に後続するものであり、これを否決することは先の議決を無視することであると説くデュフォール<sup>(40)</sup>、将来のすべての大統領に

解散権を認めることの危険性を説く三〇人委員会側等々。しかし、右にみた一票差は拡大される。結局のところ、ヴァロン修正案は四二五対二四三で採択され、<sup>(41)</sup>一八七五年二月二五日の法律第五条となる。

この衆決における賛否の差は大きい。これによって他の条文も次々と採択される。なお、これらの採択後、委員会は、「公権力に関する法律は、上院に関する法律の確定的採択後でしか公布されない。」という追加条文の提案を行い、採択される。こうして国民議会は五〇八対一七四で第三読会に移ることになる。

第三読会(troisième délibération)においては、ロシュジャクラン(La Rochejacquin)の抗議があるが、第一条は第二読会におけると同様支持される。第二条に関し、ロルゲリル(de Longé)は共和制に抗議し、「共和国大統領」という文言を「フランス政府首席(Le Président du gouvernement de la France)」という文言に置きかえることを提案するが、この提案は後に取り上げられている。結局、第二条も四一三対二四八で採択される。<sup>(42)</sup>

ところが、この法案中には、共和国大統領の諸権限を規定したいかなる条文もみられないことが明らかとなり、この欠陥を補充すべく、ヴァロン、ボー(Arnède Beau)、リカルド(Ricard)、コルヌ(Corne)、カジミル・ペリエ、ボシエール(Bocher)、ブエイッソン(Buisson)、ジュール・フェリー、ブリッソン(Henri Brisson)は、委員会に送付される次のような条文案を提出している。

「共和国大統領は、法律が両議院によって採択された場合には、それを公布する。共和国大統領は、法律の執行を監督し、保障する。

共和国大統領は、条約の交渉を行い批准する。いかなる条約も、両議院に

よって承認されたあとでしか前定されない。

共和国大統領は、恩赦を与える権限を有する。

恩赦は、法律によつてしか認められない。

共和国大統領は、閣議において、参事会 (le conseil d'Etat) の長と構成員を指名し、更迭する。

共和国大統領は、同等的儀式を主宰する。外国の使節および大使は、共和国大統領のもとで信認される。<sup>45)</sup>

さらに、この提案に対するガスロンド (Gaslonde) の追加条項が提案され、委員会は両者を結びつけて第三条第四条となる条文を用意し、採択される。王権と教会の熱烈な使徒ベルカステルやロシュット等の、共和制憲法に対する抗議にもかかわらず、その法律案の全体は四二五対二五四で採択される。<sup>45)</sup> 極左の若干の急進派はガンベツタの哀願にもかかわらず棄権するが、その他の全左翼と諸右翼の良識的部分は、ブローイ公も含めて賛成票を投ずる。<sup>46)</sup> これが「公権力の組織に関する一八七五年二月二十五日の法律」(Loi du 25 février 1875, relative à l'organisation des Pouvoirs publics) であり、その全容は次のとおりである。

第一条 立法権は、両議院すなわち下院と上院によつて行使される。

下院は、選挙法に定められた諸条件のもと、普通選挙で選任される。

上院の構成、選任方法および諸権限は、特別法によつて規定される。

第二条 共和国大統領は、国民議会として合同した上院と下院による投票の絶対多数によつて選出される。共和国大統領は、七年の任期で選任される。共和国大統領は、再選されることができない。

第三条 共和国大統領は、両議院と親合して法律案を発議する。共和国大統領は、法律が両議院によつて採択された場合には、それを公布する。

フランス第三共和制憲法の成立 (拙 安次)

共和国大統領は、法律の執行を監督し、保障する。

共和国大統領は、恩赦を与える権限を有する。恩赦は、法律によつてしか認められない。

共和国大統領は、軍隊を統帥する。

共和国大統領は、全ての文官および武官を任命する。

共和国大統領は、国家の儀式を主宰する。外国の使節および大使は、共和国大統領のもとで信認される。

共和国大統領の各行為は、一人の大臣によつて副署されなければならない。

第四条 共和国大統領は、この法律公布後に生ずる欠員に依つて、内閣において、常任の参事会員 (les conseillers d'Etat) を任命する。

このように任命された参事会員は、閣議で決定されたデクレによつてしか罷免されない。

一八七二年五月二四日の法律によつて任命された参事会員は、その任期満了時までは、この法律で定められた形式によつてしか罷免されない。

国民議会解散後においては、その罷免は、上院の議決によつてしか宣告されない。

第五条 共和国大統領は、上院の同意をえて、下院をその任期満了前に解散することが出来る。

その場合、選挙人団は、新たな選挙のために三ヶ月以内に召集される。

第六条 大臣は、政府の全般的政策については連帯して、その個人的行為については個人的に、議会に対して責任を負う。

共和国大統領は、反逆罪の場合においてしか責任を負わない。

第七条 死亡もしくはその他のあらゆる理由によつて大統領が欠けた場合には、国民議会に合同した両議院は、直ちに新大統領選出の手續をとる。

その間においては、内閣が行政権を委ねられる。

第八条 両議院は、自発的にであれ、共和国大統領の要請によってであれ、別個に行われた絶対多数の議決をもって、憲法的諸法律を改正する必要がある旨宣言する権限を有する。

両議院のいずれかがその決議をした後、両議院は改正手続をとるべく、国民議会として合同で会合する。

全体的もしくは部分的な憲法的諸法律の改正を行おうとする議決は、国民議会を構成する議員の絶対多数で行われなければならない。但し、一八七三年一月二〇日の法律によってマクマオン元帥に委ねられた権限の存続期間中は、この改正は、共和国大統領の提案にもとづいてしかなされない。<sup>47)</sup>

第九条 行政権および両議院の本拠地は、ヴェルサイユにおかれる。」

## 註

(1) J. O., 22 Janvier 1875, pp. 564-565.

(2) ドウ・ウェンタウオンの演説は、国民議会と三〇人委員会の意識状況を考へる上で重要と思われるので、その要点を引いておく。

「諸君。議論をはじめにあたり、私は、一八七四年七月一日に国民議会に付された法律案の条文を国民議会の人々の前にあらためて提示することが有益であるように思われる。この法律案は、少なくとも簡潔という長所をもっていたのだが、あまり好意的に受け取られなかった。今日、同法律案がよりよく理解されるように、同案が緊密に結びついている一月二〇日公布の法律の起源と内容を簡潔に想起することが私に許されるであろう。一五ヶ月前のことであるが、その時中大な政治的事件が起ころうとしていた。すなわち、ブルボン家の二系図の和解が君主制への近道の保証であると思われた。……人々は動揺した。彼らを導く神は別の意図をもっていた。一陣の予期せぬ嵐が港の入口をよさいでしました。君主主義者たちは自分たちの期待を延期し……フランスのために数年間の安

静を将軍の剣に求めたのである。これが一月二〇日の延期法 (la loi de prorogation) の起源であった。……委員会の提案は、この臨時的体制すなわち、実のところ、正規の政府の利点に臨時的政府の若干の不便を加えることになるけれども、しかし、変更することも廃止することもはや認められない体制と必ずや調和するにちがいない。……実をいって、私が委員会にかわって諸君に提示する名辞を得ているのは憲法ではない。この(憲法という)名辞は、永世の未生のために基礎づけられた諸制度にかぶしていない。したがって、今日のところ、臨時的な諸権限、一人の人物の諸権限を組織化することだけが問題なのである。……諸君。実のところ、われわれが諸君に提示する提案の性格はこのようなものである。……フランスの確定的な政治形態としての共和制は、カジミール・ペリエ氏の提案でもって敗れたのである。」J. O., 22 Janvier 1875, pp. 563-564.

(3) 「私は次の理由をもって委員会案に反対する。第一に、同案は臨時的制度を維持し、中視しているからである。第二に、同案は国民の欲求と熱望に対して全く不調和で、決して対応することのない諸規定を含んでいるからである。最後に、同案は一八七三年一月二〇日の法律と調和しうる唯一の政治形態を無視しているからである。」J. O., 22 Janvier 1875, p. 566.

(4) 「諸君。われわれの憂傷は将来を予見することであり……わが国を脅かしている危機を払いのけることである。今や、一八七三年五月二四日に国民議会が反共和主義的な立法を行ったことを認めるのを誰も拒否しないであろう。」「君主制のみが各人の情熱と切望の上に権力をうちたてる。君主制のみが……その権威を尊敬の念でつつみ、かくしてその権威は社会を存続せしめるあの厳かで実り豊かな原理となるのである。」J. O., 22 Janvier 1875, pp. 572-574.

(5) 「われわれが一月二〇日の法律を採択した時に、われわれが考えていたのは、マクマオン元帥の諸権限を延長するということであつた。しかし、それは君主制への門戸を閉じてしまふということでは決してなかつ



た。」私は諸君に、マクマオン將軍の友人たちに、一月二〇日の法律を採択した人々に、同法に加担した人々に、第二議会に移らぬよう願ひする。第二議会は無益で危険である。」J. O., 23 Janvier 1875, pp. 597-599.

(6) 「諸君。政府を明確にするには二つの方法がある。一つは……その政府にただ一つの名称を与えることである。……今一つは、その政府を諸制度でもって枠付けることである。……諸君の憲法委員会が諸君に提案しているのは、まさに諸君が一月二〇日に早議づけた政府……を明確にすることである。それは、その政府を諸制度でもって枠付けることによつて政府を完璧なものとするところである。」「今や、諸君にかかつているのは、これらの制度を採択するのかそれとも拒否するところである。」「結局のところ、諸君、憲法的法律の拒否は、たとえその拒否がこの国民議会から出てくるものであるとしても……国民にとつて奇妙な光景をもたらすであらう。」J. O., 23 Janvier 1875, p. 596.

(7) 「一月二〇日の法律の意味するところは、その当初からきわめて明白であつた。国民議会は自ら信任した行政官の首長の保護のもとでフランスに七年間の安寧を確保せんと欲したのである。」「マクマオン元帥は七年間の地位につけられたのであり、誰も彼にその地位からおりることを求める権利を有していない。」「私に關していえば、私は、マクマオン元帥に七年間の権力を与えることによつて、われわれは、将来の惨禍の前にその権力を解除されないことを同時に彼に認めたのだ」と常に考へてきた。」J. O., 23 Janvier 1875, p. 599.

(8) 「われわれは、名目あるヴェンツァウオン氏がその報告者となつた法律案を認めない。われわれは、国王元首の権力を臨時的な支配人……の権力にする意図をもつたこれらの巧妙な組織と權を切りたい。」J. O., 23 Janvier 1875, p. 602.

(9) J. O., 23 Janvier 1875, p. 602.

(10) 「諸君にお答へするのを許されたい。諸君は過去を見ている。そして私はといへば、私は将来に眼を向けている。そして私は、諸君の愛国心が

……フランスを無政府状態のままに置くのを拒否するということに希望を失つてはいない。私は、諸君が何よりも、フランスに、その受け容れることのできる唯一の政治形態すなわち共和制を与えるであらうと考えることに希望を失つてはいない。」J. O., 23 Janvier 1875, p. 608.

(11) 「私見では、この国民議会が結んだ協定は次のようなものである。すなわち、一八七三年一月二〇日、国民議会は、こういうことができるれば、一定期間特定の人物に、憲法的に結びつけられたのである。この協定について、ジュール・ファーウル氏が何とおうとも、われわれは、その協定を結んだ人々の誰もが右のことを夢々忘れはしない、と信じている。」J. O., 23 Janvier 1875, p. 609.

(12) J. O., 23 Janvier 1875, p. 611.

(13) J. O., 29 Janvier 1875, p. 765.

(14) ナクエの反対案は次のとおりである。「第一条 立法権は、一八四八年憲法によつて定められた議員数から成る単一議会によつて行使される。但し、ドイツに割譲された地に属する議員は除く。議員は、現行の政治選挙に関する法律の規定にしたがつて、普通選挙で選出される。議会は、二年任期で選ばれ、その任期満了時に全体として更改される。第二条 一八八〇年一月二〇日に、行政権は無任所の内閣議長 (un président du conseil sans portefeuille) に委ねられる。彼は議会对して責任を負ふ。議会によつて任免され、共和国大統領の署名を有する。大臣は、その行為につき大統領に対してしか責任を負わない。大臣は、議会に出席することはできない。第三章 この憲法的法律および選挙法に対する改正は、その改正のために特別に召集された改正議会によつてしかなされない。本法と同様、それらの改正は、公布前に、その是非につき、普通選挙による直接的承認に付されなければならない。」J. O., 29 Janvier 1875, pp. 765-766.

(15) マルセル・バルトの修正案は、委員会案第一条を次のように改めようとするものである。「共和制の公権力は、下院、上院および行政権の首長で

- る共和制大元帥に任命せられたる。』*J. O.*, 29 Janvier 1875, p. 768.
- (16) *J. O.*, 29 Janvier 1875, pp. 768-769.
- (17) Jacques Chastenet, *op. cit.*, p. 177.
- (18) L. Duguit et H. Monnier, *op. cit.*, p. cxLV.
- (19) *J. O.*, 30 Janvier 1875, p. 795.
- (20) フロンは、ネルボヌの教授、学士院 (l'Institut) 会員であり、確信的な穏健的自由主義者。共和主義者に対する確信的敵対者であり、泥沼におちこいた共和制を救うべき「時の女神」(deus ex machina)であったとされる。 Cf. J.-J. Chevallier, *op. cit.*, pp. 312-313.
- (21) *J. O.*, 17 Juin 1874, p. 4077.
- (22) *J. O.*, 30 Janvier 1875, p. 798.
- (23) 「共和制は、今では、フランスにとってあらゆる善良な価値を有している。……私は、諸君に、共和制を宣言せよ、すなわち、共和制の政府を組織せよ、と云うてゐるのだから。』*J. O.*, 31 Janvier 1875, p. 829.
- (24) *J. O.*, 31 Janvier 1875, p. 829.
- (25) 「モンテラン氏の修正案は、共和制と云ふ名称にいつても終止符を置く必要を認めざるを認めない。』*J. O.*, 31 Janvier 1875, p. 830.
- (26) *J. O.*, 31 Janvier 1875, p. 832.
- (27) *J. O.*, 31 Janvier 1875, p. 833.
- (28) *J. O.*, 31 Janvier 1875, p. 833.
- (29) *J. O.*, 31 Janvier 1875, p. 835.
- (30) *J. O.*, 31 Janvier 1875, p. 836.
- (31) G. Burdeau, *op. cit.*, p. 343.
- (32) J.-J. Chevallier, *op. cit.*, p. 313.
- (33) L. Duguit et H. Monnier, *op. cit.*, p. cxLVII. cf. M. Hauriou, *op. cit.*, p. 331 et s.
- (34) J. Chastenet, *op. cit.*, pp. 177-178.
- (35) Cf. J.-J. Chevallier, *op. cit.*, p. 313.
- (36) (35) *J. O.*, 2 Février 1875, p. 681.
- (37) *J. O.*, 3 Février 1875, p. 899.
- (38) ヘルツールの修正案は次のとおりである。「一八七三年一月二〇日の法律によつて彼に委ねられている権限の存続期間において、マクマオン元帥は下院を解散する権限を有する。マクマオン元帥は、その任期満了前に、一度しかその権限を行使することはできない。解散後は、現行法が改正されない場合には、マクマオン元帥の後継大統領には認められぬ。』*J. O.*, 3 Février 1875, p. 899.
- (39) *J. O.*, 3 Février 1875, p. 903 et s.
- (40) *J. O.*, 3 Février 1875, p. 908.
- (41) 「諸君、わが邦れ高き友人カライヨン・ラ・トゥール氏とルシアン・プラン氏のあれは、すでに決定的で雄弁な宣告であつて、私は、諸君の何人をも満足せざる作品の仕上げをせんとする諸君の焦りを妨害するつもりはなし。……諸君は、帝制 (l'Empire) に対する憎悪によつて共和制をうかたんとしつゝゐるのだ。したがつて、祖国は、共和制の恐怖によつて帝制に手をまかすのをひたすら拒むべき。』*J. O.*, 25 Février 1875, p. 1439.
- (42) *J. O.*, 25 Février 1875, p. 1442.
- (43) *J. O.*, 25 Février 1875, p. 1443.
- (44) *J. O.*, 26 Février 1875, p. 1474.
- (45) J. Chastenet, *op. cit.*, p. 183.
- (46) L. Duguit et H. Monnier, *op. cit.*, pp. 319-321.

#### 四 上院の創設および権限に関する法律の成立

「上院の創設および権限に関する法律」案は、一八七五年一月二五日、第一読会において採択され、四九八対一七三で第二読会に移

ることが決定されているが、二月一日の第一読会において議論を呼ぶ。委員会案の報告者ルフェーヴル・ポンタリ(Lefevre Pontalis)は、上院を組織することによってマクマオン元帥の諸権限を支持することが三〇人委員会の目的であると明言する。委員会案の第一条は次のとおりである。「上院は、1 特権的上院議員(Senateurs de droit)、2 共和国大統領により指名される上院議員、3 諸県および諸植民地によって選出される上院議員からなる。」これに対し、左翼のパスカル・デュプラ(Pascal Duprat)は、「これまでの諸決議によって、国民議會は玉虫色の政治(une politique d'équivoque)と袂別し、フランスに確定的な政治形態——共和制を与えてきたにもかかわらず、委員会案はそのことに矛盾する政治的アナクロニズムを表明するものであると批判する。そして、特に、委員会案の「特権的上院議員」なるものは君主制を前提とするものであり、また「共和国大統領により指名される上院議員」なるものは政治的・道徳的理性に照して認められないとして、普通選挙を前提とした次のような修正案を出す。「上院は選挙制である。上院は、下院と同じ選挙人によって選出される。」

これに対し、上院を組織化することによってマクマオン元帥の諸権限を支持することが委員会の目的であるとの観点から、委員会案の報告者であるルフェーヴル・ポンタリは、パスカル・デュプラをボナパルティストと指弾し、選挙にもとづかない上院は諸革命に対して無力であるとするパスカル・デュプラの主張は脅迫であり、上院は法律によって創設されるのであるから、マクマオン元帥の行政権がその法律のもとで行使される以上、何らおそれることはない

応じている。<sup>4)</sup>しかし、パスカル・デュプラの修正案は三二二対三二〇で採択される。<sup>5)</sup>この採択について、デュギーは次のように分析している。「この思いがけない多数は、選挙原則を肯定しようとした諸左翼と、普通選挙を常に第一義的なものと考えてきたボナパルティストと、あらゆる憲法を否決せんとする極右の協調の結果であつた。」<sup>6)</sup>

しかし、翌二月二日、報告者ルフェーヴル・ポンタリは、右のパスカル・デュプラ案の採択は委員会の考えと矛盾するものであるから、同修正案の原理が維持されているかぎり、委員会はこれ以上法案審議に加わることとはできないと宣言する。また、シッセイ内閣も、昨日の決議にくみすることはできず、その決議が決定的なものとなるのを防ぐことこそ政府の義務であると明言し、大統領といえどもその關係を継続的審議に参加させる権限を有していないと宣言する。<sup>7)</sup>

そこで、バルドゥ(Bardoux)は、「上院は、各県三人の割で、以下に規定された被選挙資格を条件として、連記投票の普通選挙で選出される。」という一八七三年五月一九日のデュフォール案を若干修正のうえ、「各県は、以下に規定された被選挙資格を条件として、三人の上院議員を連記投票で選出する。」という修正案を提出し、このバルドゥ案は三二二対三二二で採択される。<sup>8)</sup>かくして、右に別個に採択されたもの(パスカル・デュプラ案およびデュフォール、バルドゥ案)が、「上院は選挙制である。上院は、下院と同じ選挙人によって選出される。各県は、以下に規定された被選挙資格を条件として、三人の上院議員を連記投票で選出する。」というように一体化され、「上

院に関する法律」案第一条として三六六対三三五で採択される。その後、第一条から第九条まで多くの修正案を採択することによって、同法案をめぐる第二読会の審議は終る。

しかし、すでにみたように、委員会も政府もこの一連の審議過程に批判的である。したがって、第三読会に移れるか否かが問題となる。第三読会に移るか否かにつき票決すべきであるとの三つのグループからの要求があり、投票の結果、国民議会は三六八対三四五で第三読会に移らないことを決議してしまう。<sup>10</sup>そのため、極左の人ブリッソン (Henri Brisson) によって解散提案がなされ、<sup>11</sup>これをめぐってブリッソン、ラウル・デュヴァル、閣僚大臣シャポー・ラトゥル (de Chabaud-Latour)、ガンベッタ (Gambetta)、外務大臣デカーゼ (Decazes) の活発な議論が展開されるが、この解散動議は三九〇対二五七で否決される。<sup>12</sup>こうして、国民議会は一方では上院に関する法律案の第三読会に移ることを拒否し、他方では解散動議を否決することによって、同法案をめぐる作業を暗礁に乗り上げてしまう。すでにみてきたヴァロン修正案の一票差の採択を契機として軌道に乗りかかったかにみえた第三共和制憲法制定作業は、またしても危機的状况に陥る。

これまでの経過からもうかがえるように、三〇人委員会はすでに信用を失っており、しかも右の危機的状况からみても、ヴァロン修正案の採択を促したような中央諸派連合 (Union des centres) は混沌としており、もはや存在しないに等しい。このような状況において、ヴァロンとそのグループが諸派接近のイニシヤティブをとることになる。二月一八日と一九日、中央右翼の領袖オーディフレ・

パスキエ (Audiffret-Pasquier) と中央左翼の領袖カジミール・ペリエ (Casimir-Périer) ——両者は義兄弟——は、次のようなヴァロン提案について一致を見出し、ここに二つの中央派の連合が実現される。<sup>13</sup>その案とは、上院は三〇〇人で構成され、そのうち七五人は共和国大統領指名の終身議員であり、二二五人は各県における下院議員、県会議員、郡会議員および各市町村会から選出された一名の代表によって構成される選挙人団によって、任期九年で選出される、というものである。この案をめぐる、中央左翼は大統領による七五人の終身議員指名を認めることはできないと言明したことから、ヴァロンはその指名権を国民議会で与えることを提案してようやく受け容れられる。ボシェーとオーディフレ・パスキエはマクマオン大統領およびその閣僚の同意をとりつけ、マクマオンはその指名権を断念する。ブローイ公およびオーディフレ・パスキエの助言によって中央右翼もこの妥協を認めるに至る。左翼は当初躊躇しているが、ガンベッタの助言によって結局ヴァロン案を認めるに至る。<sup>14</sup>

右のような妥協作業を踏まえて、国民議会で上院に関する法律案の審議が新たにはじまるのは、一八七五年二月二日からである。ルフェーヴル・ポントリによって三〇人委員会の新たな法案が報告される。<sup>15</sup>その第一条は次のとおりである。「上院は、三〇〇人で構成される。二〇〇人は各県および各種民地から選出され、一〇〇人は共和国大統領のデクレによって指名される。」本条にこめられた三〇人委員会のねらいは、一〇〇名の上院議員の指名権を大統領に留保することにある。この委員会案に対して、上院議員の選出を直接普通選挙にかけようとするラウル・デュヴァルの修正案が出される

が、議会はこれを拒否し、結局のところ、右にみてきたような妥協工作にもとづいて提案された次のようなヴァロン修正案第一条を四二二対二六一で採択する。<sup>(18)</sup>「上院は、三〇〇人で構成され、二二五人は県および植民地によって選出され、七五人は国民議によって選出される。」二月二三日、右にみた妥協工作から逆ざかつていたボナパルティストおよびレジティミストは多くの修正案、反対案を出す<sup>(19)</sup>が、全左翼、中央右翼、ヴァロン・グループは妥協工作にもとづくヴァロン案の一連の条文を採択する。結局、二月二四日、ヴァロン案の全体は、第三読会において、四三五対二三四で採択される。これが「上院の創設および権限に関する一八七五年二月二四日の法律」であるが、最終的には「上院の組織に関する一八七五年二月二四日の法律」(Loi du 24 février 1875 relative à l'organisation du Senat.)として公布されている。その全文は次のとおりである。

「第一条 上院は、三〇〇人の議員で構成される。

二二五人は、県および植民地によって選出され、七五人は、国民議会によって選出される。

第二条 セーナ県およびノール県は、各五人の上院議員を選出する。

セーナ・アンフェリユール県、パ・ドワ・カレー県、ジロンド県、

ローヌ県、フィニステール県、コート・デュ・ノール県は、各四人の上院議員を選出する。

ロワール・アンフェリユール県、ソヌ・エ・ロワール県、イール・エ・ヴィレイヌ県、セーナ・エ・ウーズ県、イゼール県、プイ・ドゥ・ドーム県、ソム県、プーシュ・デュ・ローヌ県、エーヌ県、ロワール県、マンシュ県、メーヌ・エ・ロワール県、モルビアン県、ドルドーニュ県、オート・ガロンヌ県、シャラント・アンフェリユール県、カルヴァドス県、サルトル県、エロー県、バス・ピレネ県、ガール県、ア

フランス第三共和制憲法の成立 (拙 安次)

ヴェイロン県、ヴァンデ県、オルヌ県、ワーズ県、ヴォージュ県、アリエ県は、各三人の上院議員を選出する。

その他の全ての県は、各二人の上院議員を選出する。

ベルフォール領、アルジェリアの三県、マルティニク島、グドワール島、レユニオンおよびフランス領インドの四植民地は、各一人の上院議員を選出する。

第三条 フランス人でない者、四〇歳未満の者、私権および公権を有しない者は、何人も上院議員にはなれない。

第四条 県および植民地の上院議員は、県庁もしくは植民地政府の所在地に合同し、次のように構成される選挙人団によって、絶対多数で、必要な場合には連記投票で選出される。(1)下院議員、(2)県会議員、(3)郡会議員、(4)市町村の選挙人の中から各市町村会一名の割で選出された代表者。

フランス領インドにおいては、植民地議会もしくは地方議会の議員は、県会議員、郡会議員および市町村会の代表者に代る。

これらの選挙人は、各植民地政府の所在地で投票する。

第五条 国民議会によって任命される上院議員は、連記投票で、かつ投票の絶対多数で選出される。

第六条 県および植民地の上院議員は、九年の任期で、三年ごとに議員の三分の一が改選されるものとして選出される。

第一期の冒頭において、諸県は三系列に区分され、各系列は同数の上院議員を有するものとする。

第一期の三年の期間および第二期の三年の期間の満了時に改選されなければならない系列は、抽選でもって指定される。

第七条 国民議会によって選出される上院議員は、終身議員である。

死亡、辞任もしくは他の理由で欠員が生じた場合には、二ヶ月以内に、上院自体によって後任者が任命される。

第八条 上院は、下院と競合して、法律の発案権および制定権を有する。

但し、財政に関する法律は、最初に下院に提案され、下院によって議決されなければならない。

第九條 上院は、共和国大統領、大臣を裁判し、國家の安全に対して犯罪が行われたかどうかを審理するために、裁判所として構成される。

第一〇條 國民議會によって定められたその解散時期の一月前には、上院の選挙が行われる。

上院は、國民議會が解散された日に、権限を行使し、組織される。  
 第一一條 この法律は、公権力に関する法律の確定的採択の後でしか公布されない。」

## 註

- (1) *J. O.*, 26 Janvier 1875, p. 672.  
 (2) *J. O.*, 12 Février 1875, p. 1149.  
 (3) *J. O.*, 12 Février 1875, p. 1149.  
 (4) *J. O.*, 12 Février 1875, p. 1151.  
 (5) *J. O.*, 12 Février 1875, p. 1151.  
 (6) L. Duguit et H. Monnier, *op. cit.*, p. cl. cf. J. Chastenet, *op. cit.*, p. 180.  
 (7) *J. O.*, 13 Février 1875, p. 1172.  
 (8) *J. O.*, 13 Février 1875, p. 1176.  
 (9) *J. O.*, 13 Février 1875, p. 1177.  
 (10) *J. O.*, 13 Février 1875, p. 1178.  
 (11) フリッソンは、「國民議會はフランス憲法と政治形態を確立することを課せられた任務において、今や暗礁に乗りあげてしまっている」として、「各県の選挙人は、現行法にしたがって新たな國民議會を選出するため、四月の第一日曜日に召集される。」という解散動議を提出した。*J. O.*, 13 Février 1875, p. 1178.  
 (12) *J. O.*, 13 Février 1875, p. 1183.

(13) J. Chastenet, *op. cit.*, p. 180.

(14) L. Duguit et H. Monnier, *op. cit.*, pp. cLI-cLII.

(15) *J. O.*, 23 Février 1875, pp. 1374-1375.

(16) *J. O.*, 23 Février 1875, p. 1374.

(17) デュヴァルの修正案は次のとおりである。「上院は、三〇〇人で構成される。上院は、全て選挙制であり、直接普通選挙によって指名される。」

*J. O.*, 23 Février 1875, p. 1379.

(18) *J. O.*, 23 Février 1875, p. 1384.

(19) ヴァロン案の第二條は、「各州の上院議員の配分に関するものであり、同第三條は、上院議員の被選挙資格に関する規定である。同第五條は、「國民議會によって選出される上院議員は、連記投票により、投票の絶対多数をもって選出される。」という内容である。*J. O.*, 24 Février 1875, pp. 1404-1436.

(20) L. Duguit et H. Monnier, *op. cit.*, pp. 321-322. など。この法律の第一條乃至第七條は「一八八四年八月一日の法律第三條によって、もはや「憲法的性格」(le caractère constitutionnel)を有しなくなった。また、この法律は「一八八四年二月九日の法律によって全面改正がなされよう。」L. Duguit et H. Monnier, *op. cit.*, p. 338 et s.

## 五 公権力の諸関係に関する法律の成立

二月二五日の公権力の組織に関する法律の採択後、ヴァロン修正案の採択に貢献した中央右翼のブュッフェ (Louis Buffet) 新内閣が発足する。五月一日、再び司法大臣となった中央左翼のデュフォールは、「憲法を完全なものとする二つの法律案」すなわち「公権力の諸関係に関する憲法的法律」案および「上院議員の選挙に関する法律」案を提出する。デュフォールは三〇人委員会への法案送

付を求めるが、議会は三二〇対三〇一でこれを否決する。<sup>(1)</sup>しかし、デュフォールは、「公権力の諸関係に関する法律」は本質的に憲法的性格を有するものであるから、一八七三年一月二〇日の法律第二条にもとづき、三〇人委員会の審議を経て準備されねばならないと主張する。<sup>(2)</sup>これを受けて、国民議会は、五月二五日と二六日に新たな三〇人委員会のメンバーを指名する（旧三〇人委員会のメンバーはすでに辞任してしまっている）。その構成は、ヴァロン修正案の採択に貢献した二五名と君主主義者の五名である。ラヴェルニユ（de Lavergne）を議長とするこの委員会は、デュフォール案「公権力の諸関係に関する憲法的法律」案を原則的に認め、一八七五年六月七日、ラブライエによって議会に提案される。<sup>(4)</sup>六月二日から第一読会における討議が開始される。共和主義者ルイ・ブラン（L. Blanc）<sup>(5)</sup>とモンジョー（Madier de Montjau）<sup>(6)</sup>は、同法案中にみられる共和国大統領の諸権限に着目し、これを君主制的次元の諸大権であると批判するが、若干のやりとりのあと第二読会に移る。

第二読会の討議は七月七日にはじまる。提出されている法案第一条は次のとおりである。「上院と下院は、共和国大統領によって事前の召集がなされていないかぎり、毎年一月の第二火曜日に会合する。両議院は、毎年少なくとも五ヶ月間の会期で召集されねばならない。各議院の会期は、他の院の会期と同時に開始され、同時に終了する。<sup>(7)</sup>」マルク（Marcou）<sup>(8)</sup>は修正案を提出し、ルイ・ブランやモンジョーの右の批判を再びとりあげ、議会の恒常的性格（Permanence）を強調する。ビュッフエはこれに応え、議会の全能性、恒常性の危険性を説き、委員会案は議会与政府の諸権力の均衡を確立せん

とするものであると宣言する。<sup>(9)</sup>マルクの修正案は五八八対二四で否決される。<sup>(10)</sup>法案第一条は採択されるが、ベルカステル（de Belcastel）<sup>(11)</sup>は第一条の第三項となる公的祈禱（des prières publiques）に関する付加規定を提案し、三二八対二四六で採択される。<sup>(12)</sup>

法案第二条は次のとおりである。「共和国大統領は、会期の閉会を宣言する。共和国大統領は、臨時に両議院を召集する権限を有する。共和国大統領は、各議院を構成する議員の三分の一の要求がある場合には、両議院を召集しなければならない。大統領は、両議院の会期を停会することができる。但し、その停会は、一ヶ月を超えないとできないし、同一会期に二度以上なされない。」この第二条をめぐっては、政府と委員会の間にならぬ一致が見られる。政府は大統領による議会召集に必要な署名数を過半数と考えていたのに対し、委員会は三分の一に減じようと考えていたからである。司法大臣デュフォールは政府案を支持し、「過半数」と改められた第二条は採択される。<sup>(14)</sup>

次に、委員会は、アマ（Amat）とセニョボス（Seignobos）の修正案を結びつけた次のような一条文を提案し、それが採択されて第三条第三項第四項となる。「共和国大統領の死亡もしくは辞任の場合には、両議院は、直ちに当然に会合する。一八七五年二月二五日の法律第五条の適用によって、共和国大統領が欠けた時に下院が解散されている場合には、選挙人団は直ちに召集され、上院は当然に召集される。<sup>(15)</sup>」他の諸条文（四条乃至一四條）は、ほとんど問題なく採択される。但し、「共和国大統領は、両議院の事前の同意なしに宣言布告することはできない。」という第九条に関しては、「マクマオ

ン元帥は、その権限の存続期間中、宣戦布告の唯一の権限を有する。」というラ・ロシュフコーの修正案が出されるが、一六三対四二五で否決される。<sup>(17)</sup>

第三説会での討議は七月一六日に行われる。そこでは、セニヨボスの提案にもとづいて、第二条の「過半数」という文言が「絶対多数」(la majorité absolue)と改められ、さらに、ルフェーヴル・ポントリの要求で、同第二条に「両議院の休会中において」という文言が付加されて採択される。<sup>(18)</sup> さらに、セニヨボスは第三条の追加規定を提案し、同条第一項および第二項となる。<sup>(19)</sup> こうして、法案全体は五二〇対八四で採択され、次のような「公権力の諸関係に関する一八七五年七月一六日の憲法的法律」(Loi constitutionnelle du 16 juillet 1875, sur les rapports des Pouvoirs publics)となる。

「第一条 上院と下院は、共和国大統領によって事前の召りがなされていなかぎり、毎年一月の第二火曜日に会合する。

両議院は、毎年少なくとも五ヶ月間の会期で召りされねばならない。各議院の会期は、他の院の会期と同時に開始され、同時に終了する。

開会直後の日曜日に、国民議会の議事につき、神の援助に訴えるために、カトリック教会堂および新教教会堂において、公的祈禱が神にさげられる。

第二条 共和国大統領は、会期の閉会を宣言する。共和国大統領は、臨時的に両議院を召集する権限を有する。共和国大統領は、両議院の休会中において、各議院を構成する議員の絶対多数によって召集要求があった場合には、両議院を召集しななければならない。

大統領は、両議院の会期を停会することができる。但し、その停会は、一ヶ月を超えることはできないし、同一会期に二度以上なされることではない。

い。

第三条 共和国大統領の任期満了の少なくとも一ヶ月前に、両議院は、新大統領選出の手續をとるべく、国民議会として合同召集されなければならない。

召集がなければ、その合同会議は、大統領の任期満了の一五日前に当然行われる。

共和国大統領の死亡もしくは辞任の場合には、両議院は、直ちに当然に会合する。

一八七五年二月二五日の法律第五條の適用によって、共和国大統領が欠けた時に下院が解散されている場合には、選挙人団は直ちに召集され、上院は当然に召集される。

第四条 共通の会期外に開かれた両議院のうちの一方の全ての議会は、前条に規定されている場合および上院が裁判所として召集されている場合を除き、非合法にして当然無効である。後者の場合、上院は司法的権限しか行使できない。

第五条 上院の会議および下院の会議は、公開である。

但し、各議院は、規則で定められた一定数の議員の要求にもとづいて秘密会とすることができる。

その後、各議院は、その会議が同一議案について再び公開されるべきかを、絶対多数で決定する。

第六条 共和国大統領は、両議院において一人の大臣によって朗読される教書をもって、両議院に意志伝達する。

大臣は、両議院に出席することができ、大臣が要求する場合には傾聴されなければならない。

大臣は、特定の法案の審議のために、共和国大統領のデクレによって指名された委員の援助をうけることができる。

第七条 共和国大統領は、確定的に採択された法律が政府へ送付されてから一ヶ月以内に、その法律を公布する。共和国大統領は、両議院双方



における特別の採択によってその法律の公布が緊急を要すると宣言された場合には、三日以内に公布しなければならぬ。

その公布について定められた期間内に、共和国大統領は、理由を付した教書によって、両議院に対し再議を要求することができ、その再議は拒否できない。

第八条 共和国大統領は、条約締結について交渉し、批准する。

共和国大統領は、国家の利益と安全が許さざり、その条約につき、直ちに両議院に報告する。

議和条約、通商条約、国家財政に関する条約、外国にいるフランス人の身分と財産に関する条約は、両議院によって採択された後でしか確定的なものとならない。領土のいかなる割譲、いかなる交換、いかなる付加も、法律によってしかなされない。

第九条 共和国大統領は、両議院の事前の承認なしに宣戦布告することはできない。

第一〇条 各議院は、その所属議員の被選挙資格、その選挙の適法性について裁決する。議員の辞任は、各議院だけがこれを受理することができる。

第一一条 各議院の事務局は、その会期および翌年の通常会期に先立って行われる臨時会期を任期として、毎年選出される。

両議院が国民議会として会合する場合には、その事務局は、上院議長、副議長および書記によって構成される。

第二二条 共和国大統領は、下院によってしか訴追されず、また、上院によってしか裁判されない。

大臣は、その権限行使におかした犯罪につき、下院によって訴追される。その場合、大臣は、上院によって裁判される。

上院は、国家の安全に対する犯罪で訴追された全ての被告人を裁判するために、閣議において発せられた共和国大統領のデクレにより、裁判所として構成される。

フランス第三共和制憲法の成立 (細 安次)

その審理が通常裁判所によって開始される場合には、上院召集のデクレは、その審理移送の決定をも行うことができる。

第二二条 各議院のいかなる議員も、その権限行使において行った意見表明もしくは禁決について、訴追もしくは捜索されることはない。

第二三条 各議院のいかなる議員も、その会期中、現行犯の場合を除き、その所属する議院の同意がなければ、刑事もしくは軽罪に関する事件で訴追もしくは逮捕されない。

各議院のいかなる議員の拘留もしくは訴追も、その会期中停止され、議院が要求する場合には全会期中停止される。<sup>(21)</sup>

その後、一八七五年八月二日、「上院議員の選挙に関する組織法」が五三三対七二で採択され、<sup>(22)</sup> 一月三〇日には「下院議員の選挙に関する組織法」が五〇六対八五で採択されているが、これらの法律は憲法的性格を有するものとは考えられていない。

以上が一八七三年三月一三日の「三〇人法」<sup>(23)</sup>「公権力の諸権限および内閣の責任の諸条件を規律することを目的とする法律」第五

条(国民議会は、(一)立法権と行政権の組織化および移譲の様式、(二)この国民議会の解散後にしか機能しない第二院の創設およびその諸権限、(三)選挙法、に閉して規定する前には解散しない。政府は、以上所列挙した問題に関する法案を国民議会に付す。)で約束されていた国民議会における組織化作業の概要である。一八七五年二月、国民議会は七五名の終身上院議員を指名し、その他の上院議員の選挙は一八七六年一月三日に行われた。二月二〇日および三月五日の下院議員選挙は、共和主義者を議会に送りこむ結果となった。一八七六年三月八日、国民議会から上院と下院への権限移譲および政府への権限移譲が行われ、これが新憲法適用の端緒となる。

註

- (一) L. Duguit et H. Monnier, *op. cit.*, p. CLV et s.
- (二) 一八七三年一月二〇日の法律第二条は、「この法律公布後三〇日以内に憲法的法律検討のために、三〇人委員会が議会において連記投票で指定される」と規定している。
- (三) 新たな三〇人委員会のメンバーは次のとおりである。de Lavergne (主席), Laboulaye, Le Royer (副議長), Beaux, Felix Voisin, Delorme, de Marcère (幹事), Duclerc, Cézanne, Krantz, Humbert, Ricard, Bethmont, J. Ferry, E. Picard, Waddington, Rampou, Baze, Christophe, Schéfer, A. Grévy, Luro, J. Simon, Vacherot, Cazot, Delsol, de Susigny, Sacase, Adnet, A. Léon. | L. Duguit et H. Monnier, *op. cit.*, p. CLVI.
- (四) J. O., 8 Juin 1875, p. 4092.
- (五) ルイ・ブランは次のように批判する。「二月二十五日のかの憲法によって、共和国大統領は国王のごとく無任であり、彼は国王のごとく人民の代表者の議會を解散する権限を有している……諸君。立法権に対する行政権の支配を欲することは、この支配が「世紀」のかた、わが国の全ての政治的分裂の原因であったということをお却する」とである。……諸君。このことは、政府によって提出された法案は、共和主義的精神に対する君主主義的精神の最後の努力に結びついているということを諸君に明示するものである。諸君が大統領の権限について求められているものは、諸君が君主制の精神について求められているものである。」J. O., 22 Juin 1875, p. 4506.
- (六) モンシローは次のように批判する。「諸君が創りあげているのは、それゆえ、君主制である。……結局、わが群れ高き友人ルイ・ブラン氏が「このことは真実である。」J. O., 22 Juin 1875, p. 4508.
- (七) J. O., 8 Juillet 1875, p. 5071.
- (八) マルクの修正案は次のとおりである。「第一条 第二条を次の規定におきかえる。上院および下院の二院は、恒常的である。二院は毎年一月の第一次曜日に開かれる。二院は、自ら定める期間、延期することができ、延期期間中は、上院議員十二名、下院議員十二名から成る両院の議員で構成された委員会が、緊急事態の場合には、二院を召集する権限を有する。共和国大統領も二院を召集する権限を有する。」J. O., 8 Juillet 1875, p. 5071.
- (九) 「群れ高き前の宣言者(マルク)は、彼が国民議會に提出した修正案を正当化することで満足せず、二月二十五日の法律に対して最も手厳しい批判を向けた。彼は、諸君に、「この法律が……自由を侵害せしめる危険性」と、その法律が行政権のために創った全能性を示した。もしそのような危険性が存するとしても、群れ高きマルク氏は、それを警告するのはいささか遅いと考へなかつたのであろうか。なぜ彼は沈黙をまもってきたのか。……今日では、その法律は採択されているのだ。……実際の議會は恒久的である。……批判と抑制の権限に限定された二院に関していえば、もし二院が政府の行爲および關係の存在そのものに対するこの批判と抑制(の権限)を行使するならば、二院は有益な役割をなわち国民にとって有益であると思われる役割を充足するであろうし、その場合には、国民の評価は、それらの二院を見捨てはしないであろうということが期待されるのである。」J. O., 8 Juillet 1875, pp. 5074-5076.
- (10) (11) J. O., 8 Juillet 1875, p. 5076.
- (12) ヘルカステルの提案内容は次のとおりである。「開会直後の日曜日に、国民議會の議事につき、神の援助に訴えるために、カトリック教会堂および新教教会堂において、公的祈禱が神にささげられる。」J. O., 8 Juillet 1875, p. 5076.
- (13) J. O., 8 Juillet 1875, p. 5077.
- (14) J. O., 8 Juillet 1875, p. 5078.
- (15) (9) J. O., 8 Juillet 1875, p. 5079.

- (17) *J. O.*, 8 Juillet 1875, p. 5081.  
 (18) *J. O.*, 17 Juillet 1875, pp. 5444-5445.  
 (19) *J. O.*, 17 Juillet 1875, p. 5445.  
 (20) *J. O.*, 17 Juillet 1875, p. 5446.  
 (21) L. Duguit et H. Monnier, *op. cit.*, pp. 323-325.  
 (22) *J. O.*, 3 Aout 1875, p. 6288.  
 (23) *J. O.*, 1<sup>er</sup> Decembre 1875, p. 9876.

## つ す ゐ

これまでみてきたように、三つの憲法的法律から成る第三共和制憲法は、一八七一年二月八日の選挙によって成立した国民議会が一八七五年までの五年間を要して作成した作品である。公権力の組織に関する一八七五年二月二五日の憲法的法律は全体で九箇条、上院の組織に関する一八七五年二月二四日の憲法的法律は一箇条、公権力の諸関係に関する一八七五年七月一六日の憲法的法律は一四箇条であるから、国民議会はあわせてわずか三四箇条を五年間を要して作成したわけである。前者は、前稿において、一八七三年五月二四日のティエールの退陣までを第三共和制憲法成立前史として位置づけ、本稿では、三つの憲法的法律の實質的な審議過程に限定して紹介してきたのであるが、両者が不可分の関係にあることは言うまでもない。むしろ、ティエールが議会主義的保守的共和制への橋頭堡を築いてしまったという点で、右の前史は三つの憲法的法律の實質的な審議過程以上に重要であるといっても過言ではないであらう。しかし、橋頭堡が築かれたといっても、すでにみたように、三

つの憲法的法律の審議過程が平坦であったわけではない。前稿においても、本稿においてもその主要な目的は国民議会における審議内容を紹介することであったが、ここでは、それらの審議過程の背景を考慮しつつ、その憲法史的意義について考えてみたい。

第三共和制憲法の成立過程は、いわば君主制「王制復古」と共和制の綱引きのドラマとして捉えうるが、注目されるのは君主主義者が多数派を構成している国民議会において共和制が確立されるというパラドックスである。このパラドックスはこれまでみてきた国民議会における審議過程からも説明しうるが、それだけでは充分ではない。というのも、国民議会は選挙を通じて成立したものであるとはいえず、前稿でみたように、その選挙は君主制か共和制かという根本的な政治体制の確立を問うという前提でなされたものではなく、むしろ普仏戦争の敗北に伴う平和か抗戦かを問う形でなされたものだからである。したがって、これも前稿でみたことであるが、その国民議会が憲法制定議会として位置づけられているのか否かという点までが議論を呼んだりしたのである。この問題は理論的には議論の余地あるところだとしても、政治情勢はこの国民議会を事実上の憲法制定議会としたのであって、この事実を抜きにして憲法制定議会であったか否かを議論してみても生産的なものは出てこないであらう。

そうだとすれば、事実上憲法制定議会として機能する国民議会を梓付けていた背景的情勢を考慮にいれておかねばならない。すでに前稿の末尾、本稿の冒頭でもふれたことがあるが、重要なことは、一九世紀後半のフランス資本主義社会は「王制復古」という君主主

義者の夢をのどかに見つくりしているいとまをもはや与えはしないと  
いう点である。「一八一五年以降、君主制は安定性のいかなる根拠も  
与えられてこなかった」といわれるように、産業革命を経たフラン  
スは一八三〇年以降大ブルジョワジーの支配下におかれてしまつて  
いる。そのことは、ジャン・ロム (Jean Lhomme) の『権力の座に  
ついた大ブルジョアジー』(木崎喜代志訳)の明示するところである。  
しかも、「中産階級は大ブルジョアジーのきびしい排他主義を非難し  
ながらもこの排他主義を自己の利益のために用いようと欲する」と  
いわれるように、中産階級の擡頭にも眼をみはるものがある。すで  
にみてきた一連のヴァロン修正案の採択を捉えて、「それは、その後  
国家を統治することになる中産階級 (la classe moyenne) ……の表  
現物そのものである」とするシャストネの指摘も、右のことに対応  
するものといえよう。さらにさかのぼって、一八四八年の二月革命  
における労働者階級の擡頭、第二共和制下の普通選挙制度、第二帝  
制期におけるナポレオン三世の「独裁帝制」から「自由主義帝制」  
への変質、これら一連の事実をとりあげただけでも、フランスがも  
はや君主制になじまない社会構造を伴っていることは明らかであ  
る。まさしく、「一八七〇年九月四日以降、共和制は事実上存在した。  
その共和制はフランスに平和をとりもどし、パリ・コミュン (Paris  
Commune) から『社会秩序』を防護し、国家財政を再建した。すな  
わち、その根底において保守的であったフランスは、共和主義的体  
制を確実に保守し、堅固にしよつと欲したのである」<sup>(4)</sup>。

しかし、社会構造の面で事実上存在するとされる共和制は、直ち  
に政治体制としての共和制を導くわけではない。グローバルに捉え

れば、下部構造と上部構造の関係として、政治体制はその社会構造  
に対応するものであると言えるであろうが、個々の歴史的な政治的  
局面が全てそのような図式になじむわけではない。第三共和制憲法  
の制定をめぐる国民議会の議論の多様性は、そのことを明示するも  
のであるといえよう。したがって、国民議会における憲法をめぐる  
議論は、右にみた事実上存在する共和制を前提とした上で、議論そ  
れ自体の動向もしくはそれを枠付けている諸党派およびその指導者  
の動向を考慮しつつ分析されねばならない。

第三共和制憲法の制定過程における国民議会の諸党派は、その細  
かな動きを別にすれば、極右もしくは右翼レジティミスト、中央  
右翼レオルレアニスト、左翼もしくは中央左翼レヒュリック・モテ  
レ、急進共和派、ボナパルティストに整理できる。前掲でみた第三  
共和制憲法成立前史たる一八七〇年から一八七三年の情勢を枠付け  
ている諸勢力は、ティエールによって導かれ、権力の座にあった穏  
健な自由主義的保守主義者、ガンベッタを領袖とする平和主義者、  
国民議会に三分の二の議席を占めている君主主義者の諸党派、それ  
に小勢力ではあるがキャステイング・ポートを握っているボナパル  
ティストである。この時点では、君主主義者はルイ・フィリップの  
元閣僚であったティエールを王朝主義者の一人として考え、敗戦処  
理の旗手として位置づけている。しかし、「全ての基礎……において  
ボルドー議会の体制は共和制であった」<sup>(6)</sup>。ティエールは常にこのこ  
とを念頭においている。このような情勢下で、国民議会とティエー  
ル政府との間で、政治形態をめぐる問題には当面着手しないとい  
う一八七一年二月一七日の暗黙の契約「ボルドー協定」(Pacte de

Bordeaux)が成立するのである。しかし、老練な政治家ティエールの政治的手腕は、時にこの協定の枠組を越えようとする。これに対し、国民議會は一八七一年八月三日「リヴエ法」(Loi Rivet)を制定して、ティエールを「国民議會の権威の下に」置こうとする。それでもなお、ティエールは「保守的共和制」を標榜し、「王制復古」を意図していた君主主義者の諸党派の期待にそむくことになる。さらに、一八七三年三月一日の「三〇人法」(Loi des Trente)も君主主義者の期待に充分応えたものとはならない。「一八七三年三月一日の法律は、巧妙かつ微妙な仕組みであったが、実際には全く空虚なものであった」。しかも、急進共和派はガンベッタの指導のもとで一八七一年、七二年の補欠選挙を制してゆくと同時にポナパルティストの擡頭も見のがせない。「王制復古」を基本的課題とする君主主義者は、これらの政治情勢を常に危機の眼でみている。かくして、ティエールは君主主義者の期待にもはや応えないものとして退陣に追い込まれる。君主主義者の連合『王制復古』の試みは、このような情勢のもとで生じてくる。しかし、シャンポール伯の頑迷さは、この試みを挫折させてしまう。かくして、一八七三年五月二四日のティエールの退陣が第三共和制憲法成立前史を閉じるものであるとすれば、一八七三年夏の「王制復古」の試みの挫折は第三共和制憲法制定への実質審議の開始を告げるものであった。

翼と中央左翼の連合が、第三共和制憲法成立の鍵を握ることになる。君主主義者は「王制復古」への幻想から完全に解放されているわけではないが、中央右翼の「オルレアニスト」は、普通選挙による代表者たちの無分別を弱めるかもしくは妨げる使命を負った上院によって議會がコントロールされるような二院制を欲した<sup>9)</sup>。もちろん、ルイ・ブランやエドガー・キネ(Edgar Quinet)といった熱烈な共和主義者は、このような上院制度を認めようとはしない。しかし、かつて議會解散論者であった急進共和派のガンベッタは、セクト主義の時宜不適合性を認識しており、右の熱烈な共和主義者の説得にあたる。共和主義者の課題は、憲法的法律の中に「共和制」を明示することにある。このような情勢下で出てくるのが、保守的共和主義者であるカジミル・ペリエによって提案された一八七四年六月一五日の「共和制」法案(「共和制 le gouvernement de la République は、二院と行政権の首長としての大統領によって構成される。」)であり、中央左翼のラブライエによって提案された一八七五年一月二八日の「共和制」法案(「共和制は、二院と大統領によって構成される。」)である。前者は三六九対三四一で、後者は三五九対三三六で否決されているが、それらの賛否の票差の接近状況およびやがて提起されることになるヴァロン修正案との関係を考えて、これらの法案は重要な意義を有している。というのも、一八七五年二月一日、一九日、義兄弟でもある中央右翼の領袖オーティフレ・パスキエと中央左翼の領袖カジミル・ペリエは右の票差の接近状況を考慮にいれ、ヴァロン修正案を媒介として中央連合を確認するに至るからである<sup>10)</sup>。すでにみたように、公権力の組織に関する法律に先立っ

て採択される上院の組織に関する法律のヴァロン修正案においては、三〇〇名の上院議員のうち二二五名は九年間の任期で、各県、各植民地において選出され、七五名は終身議員として、最初は国民議会によって、以降空席のある場合には上院自体によって指名されることになっている。したがって、中央右翼は、上院議員の七五名が終身議員であること、二二五名は地方都市の圧倒的優位が見込まれる選挙人団によって選出されることで自らを慰撫し、中央左翼は、上院に関しても選挙原則がとられ、人民主権原理が生かされること、しかも、共和主義的精神が地方都市にも浸潤しつつあることに救いを求めて妥協するのである。上院の組織に関する法律は、このような背景のもとで生まれた。

また、一八七五年一月三〇日に一票差で可決された公権力の組織に関するヴァロン修正案についていえば、それは、デュギーが指摘していたように、かつてラブライエの「共和制」法案に反対票を投じた中央右翼のタルジェ・グループの賛成票に負うものがあるが、「彼らは、修正手続がその法律に規定され、体制の変更に門戸を開いておくということに中央左翼が反対しない、という見込みを勝ち得ていた<sup>(11)</sup>」のである。こうして、第三共和制憲法は、中央右翼と中央左翼の政治的妥協の上に成立したのである。

一八七五年の憲法は、精神的妥協、自己放棄、諦観、抑制から生まれたといわれるが、しかし、そのように論じている論者自身次のようにまとめている点に注意しなければならない。「実際には、ほとんど全ての者は、種々のニュアンスを伴っているとはいえ、根本的には同一の感情を抱いていた。すなわち、個人的な権力の恐怖、確

立された社会秩序への愛着、また政治的自由への愛着、人民の熱狂に対する軽蔑、それと同時に明確であることが証明され、組織的に表明されてきた人民の意思の尊重がそれである。この根本的な一致から、不調和な外観のもとで、一貫した作品が生まれたにちがいない<sup>(12)</sup>」第三共和制は、「ティエール氏の個人的行動、右翼の分裂、シャンポール伯の頑迷さ、ガンベッタおよびその他の共和主義者の巧妙な工作、共和主義的事実の力……憲法の安定性の中に再びあらわれたボナパルティストの脅威<sup>(13)</sup>」といった多様な成立要因を有していたとはいえ、決して「まぐれ当たりで生まれた」わけではない。事実上存在している「共和制」のもとで、歴史的に経験されてきた種々の政治形態——君主制、共和制、帝制——を五年間にわたる国民議会の議論のふるいにかけることによって、生まれるべくして生まれたといべきであろう。これらの歴史的経験をふるいにかけて成立した点に、同憲法の長期生命のひとつの根拠が見出される。このように、第三共和制憲法の成立過程は、対立する諸々の政治勢力の動向によって枠付けられていたとはいえ、否そのように枠付けられていたからこそ、多くの歴史的教訓を消化しえたのであり、それ以降、今日までの共和制の不動の基礎を確立しえたのである。そここそ、第三共和制憲法成立過程の歴史的意義が見出される。

## 註

(1) Jean-Pierre Azéma et Michel Winock, *op. cit.*, p. 83.

(2) ジャン・ロム・木崎喜代志訳『権力の座について大ブルジョア』(一九七一年)二六四頁。

(3) J. Chasteney, *op. cit.*, p. 182.

- (4) Jean-Pierre Azéma et Michel Winock, *op. cit.*, p. 83.
- (5) Cf. David Thomson, *op. cit.*, p. 76.
- (6) *ibid.*, 76.
- (7) A. Esmein, *Éléments de droit constitutionnel*, 3<sup>e</sup> éd., 1903, Paris, p. 454.
- (8) このボナパルティストの擡頭との関係で第三共和制憲法の成立過程を捉えようとするトムソンは、「一八七二年、七三年、七四年八月のナポレオン生誕記念日におけるボナパルティズムの脅威に直面して、「ボナパルティズムは一八七五年までは活動的な政治勢力として残った」とし、「共和制を確認し、強固にしようとする方向へのうねりは、この永続的な脅威を心にとめておかない限り、充分には評価されえない」とのべている。D. Thomson, *op. cit.*, p. 84.
- (9) Jean-Pierre Azéma et Michel Winock, *op. cit.*, p. 85.
- (10) Jacques Chastenet, *op. cit.*, p. 180 et s.
- (11) *ibid.*, p. 178.
- (12) *ibid.*, p. 187.
- (13) Jean-Pierre Azéma et Michel Winock, *op. cit.*, p. 88.